

決算審査特別委員会記録（総務委員会所管分）

日 時	令和2年10月21日（水） 午後零時58分～午後1時32分 午後1時36分～午後2時 3分 午後2時 8分～午後2時37分 午後2時43分～午後3時15分 午後3時20分～午後3時53分 午後3時57分～午後4時18分
場 所	第5・第6委員会室
出席委員	◎橋口 幸生 ○阿比留義顯 日下みや子 小松 幸子 桜田慎太郎 佐藤 浩 鈴木 清丞 浜田智香子 林 紗絵子 福元 愛 村越 誠 渡部 和子
委員外出席者	（傍聴） 末永 康文
欠席議員	なし
説明のため出席した者	副市長（鬼沢徹雄） 総務部長（高橋直資） 次長兼人事課長（小島利夫） 給与厚生室長（真田理江） 資産管理課長（村松宏樹） 防災安全課長（熊井輝夫） 企画部長（飯田晃一） 次長兼経営戦略課長（稲荷田修一） 次長兼情報・業務改善課長（長妻敏浩） 財政部長（高橋秀明） 次長兼市民税課長（小宮山 勉） 財政課長（岡村秀明） 債権管理課長（谷口隆一） 契約課長（新井賢蔵） 収納課長（齋藤敬一郎） 資産税課長（虻川知也） 消防局長（椎名正浩） 参事兼企画総務課長（関口孝幸） 参事兼消防職員課長（相田幹夫） 指揮統制課長（本田鉄二） 選挙管理委員会事務局長（関野昌幸） その他関係職員

午後 零時 58 分開会

○委員長 ただいまから決算審査特別委員会を開きます。

○委員長 本日は、総務委員会所管分を審査します。審査は、初日に抽せんを行ったとおりの順番で、会派ごとのローテーションにより一問一答で行います。もし一括のほうがやりやすい場合は、一括でも構いません。質疑に当たっては、令和元年度の決算認定についての議案審査ですので、通告に沿って令和元年度の決算内容について行っていただきたく、くれぐれも一般質問にはならないようお願いをいたします。

なお、質疑時間はさきの委員会で確認したとおり、答弁を含めて1人当たり15分以内でお願いいたします。御覧のように、電光掲示板にて残り時間を表示いたしますので、執行部の皆様も御確認いただき、簡素な答弁に御協力ください。

それでは、審査を行います。委員長からお願い申し上げます。携帯電話やスマートフォンをお持ちの方は、必ずマナーモードに設定をしてください。その他電子機器の持込みは禁止されておりますので、御注意ください。

執行部をお願いいたします。答弁に当たりましては、答弁ができる人から「委員長」と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を受けた上で、所属、名前を発言の上、また長い答弁にならないよう簡潔をお願いいたします。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。反問と、それに対する委員の答弁は、委員の質疑の持ち時間には含めないものとします。質問の流れと関係のない反問は認められませんので、御了承ください。反問が終了した際は、その旨の発言をしてください。

○委員長 それでは、これより総務委員会所管分について審査を行います。

最初に、市民サイド・ネット、林委員より質疑を願います。

○林 よろしくお願いたします。それではまず、ふるさと納税のことについて伺います。決算書202ページの市民税賦課業務と121ページのふるさと寄附金についてです。事前に頂いた資料では、2019年度はふるさと寄附金事業の業務委託が5,957万円、本市への寄附が4,192件で寄附額1億5,445万円でした。一方、2018年に柏市民が他市市町村へふるさと納税を行ったことによる2019年度の本市税収への流出額、7億6,036万円に上ります。税収の75%は基準財政収入額になるので、流出額の75%も地方交付税で補填される計算だと思いますが、それでも流出額のほうが大きくなってきているのではないのでしょうか。

○次長兼市民税課長 おっしゃるとおり、流出額のほうが大きいです。具体的に申し上げます。令和元年度のふるさと寄附金の受入額は1億5,400万円となっており、返礼品額の4,400万円を含む経費としては約7,500万円であって、実質受入額は約8,000万円となります。一方で、他市への寄附による住民税の税額控除が約6億

7,700万円となり、補填される分、5億8,000万円を差し引き、実質の流出額が約1億7,000万円であり、この差額の約9,000万円が柏市における実質の影響額というふうになっております。以上です。

○林 2019年度、柏市民が他市町村へふるさと納税を行ったことによる2020年度の本市財政、税収の流出額が8億2,477万円に上ります。ふるさと納税制度が始まったことによる本市の損失というのは、このまま年々拡大していくおそれがありますが、執行部ではどのように考えていますか。

○次長兼市民税課長 今後の見込みということですが、令和元年度のふるさと納税の受入額と受入れ数の実績を見ますと、全国ベースで見た場合は平成30年度と比較してほぼ横ばいとなっておりますので、ここ数年の急激なふるさと納税ブームというか、その増加は収束したものとは考えております。ただ、やはり都市部に不利というか、どうしても出ていくほうが大きい制度となっているのは実情でございます。当市では今のところ出ていく、流出が8%前年より増えたものに対して受入額が34%増えてきていますので、傾向としては頑張っているかなというふうに自負しております。以上です。

○林 菅総理が総務相時代の2007年に創設したふるさと納税制度ですが、都市部に偏る税金を地方に配分するという目的で始まりました。しかし、結局いかにお得な返礼品をもらえるか、用意できるかという返礼品合戦になっているように思います。本市のような都市部では、先ほどおっしゃったように、損失が大きくなっています。利用者が年々増えていますが、高額所得者など寄附への税優遇の上限額が大きくなりますので、富裕層の節税対策にも使われていると指摘されています。私はこの制度自体には反対の立場なんですけれど、国においては制度の改善など今後検討しているのでしょうか。

○次長兼市民税課長 始まった当初に比べれば改善は進んでいるというふうに考えています。具体的に言うと、まず上限の規制、経費額が50%以内であるとか、返礼品が30%以内、またなおかつ返礼品が地元、柏でいえば柏で取れたものであるとか柏で作られたものというふうにその地域限定の返礼品というふうに制度が変わってきておりました。一応この傾向が続くものというふうに考えております。以上です。

○林 制度自体には私も反対なんですけれど、本市の損失を減らすべくふるさと寄附金を集めようとするには一定の理解をしています。その上でお聞きするんですけれど、2019年度の返礼品の費用が4,192件で4,407万円、寄附額の28%になります。2018年度は25%、2017年度は20%だったので、この割合というのがどんどん上がっているんですね。やはりふるさと寄附金を多くもらうためには返礼品の魅力を向上させていくしかないのでしょうか。柏市は頑張っているほうだとは思いますが、先ほどおっしゃったように、新制度によって返礼品の上限、寄附額の30%となっていて、PRを含めて寄附額の50%という話も聞いています。現状で既に30%ぎりぎりなので、これ以上は返礼品の金額を上げることもできませんし、今後についてはどのようにお考えでしょうか。

○次長兼市民税課長 おっしゃるとおり、返礼品勝負となっている感は否めません。ただ、柏の場合は、考え方といえましょうか、魅力ある返礼品をPRしていくんだということで、経済産業部と一緒に返礼品をPRする、例えばイベントであったり、あるいはJRのコンビニに返礼品を置いて、少しでも目に触れるようにするとか、柏の特産品をPRするんだという視点で返礼品のPRに努めていくということをしております。以上です。

○林 分かりました。

それでは、次に行きます。電子申請システムの運用管理、決算書でいうと183ページになります。これは、県内の複数自治体が共同利用するちば電子申請サービスの利用に係る経費です。事前に頂いた資料によると、2019年度は97種の手続で利用されていて、1万3,892件の利用があったということです。計上されているのは手数料と負担金ですが、これは利用する手続の数を増やしても変わらないとお聞きしています。今後利用を大幅に増やすことは、システム上可能でしょうか。

○次長兼情報・業務改善課長 電子申請の手続件数につきましては、御指摘のとおり、前年度と比較しまして件数が約2倍程度と増加しております。利用の増加を我々も目指しているところでございますが、申請の中で添付書類の原本が必要で、郵送しなければならないだとか、窓口での申請が必要だとかというケースも中にはございまして、オンラインでの効果が十分に発揮できない申請というケースもございまして、短期間での増加は難しいと考えております。今後も引き続き電子申請の拡大に努めてまいります。以上でございます。

○林 本市の数ある申請業務の中で、私もやはり97の手続にしか使われていないのはもったいないと考えます。ここは増やしていただきたいんですけど、申請手続一つ一つについてちば電子サービスを利用するとかしないとか、その検討、判断は各課が行っていると聞いています。また、実際に申請ページを作ったりする事務は各課が行っているのでしょうか。

○次長兼情報・業務改善課長 委員おっしゃるとおりでございます。判断は各担当課のほうで行っております。以上でございます。

○林 本市には、手続が大変煩雑で、市民の負担が大きい申請手続が数多く見受けられます。先ほどおっしゃったように、申請が窓口、もしくは郵送でしか受け付けられないというものの中にどうしても原本が必要なものとか、そういうものもあると思うんですけど、そうじゃないものもたくさんあると思うんです。手続が複数回にまたがっている補助金なんかは、市民にとっては大変今利用しづらい状態になっていると思います。ですので、市民の利便性向上のためにはやはり各課の管理する申請手続の中で、ちば電子申請サービスが利用できるものはなるべく利用を進めてほしいというのが私の立場です。それで、窓口と郵送でしか利用申請できないという手続を幾つか見つけたので、そこの担当課に聞き取りをしたんですけど、申請書の押印欄と身分証明書のコピーの添付が必要なので電子申請ができないと考えている職員がいました。コピーであれば、そもそもちば電子申請サービス

は文書とか画像を添付して申請することも可能なシステムになっていますし、また今は不必要な押印欄というのはなくしていこうというのが国全体の流れです。なので、各課の判断で今利用できていないけれど実際は利用できるものというのがたくさんあると思うんですね。これについてはいかがですか。

○次長兼情報・業務改善課長 今委員が御指摘になりましたまず押印につきまして、中には法律で定められているものもございます。それから、契約書に近いような押印もございますので、そういったものを除いて、市といたしましてはなるべく押印の数を減らしていきたいと考えております。また、添付書類につきましてもやはり法律で定められていたりだとか、そういったものがございますので、今後はそういった手続につきましても一つ一つ確認しながら、電子申請のほうで考えていければと思います。以上です。

○林 よろしく願いいたします。

それでは、次に参ります。計画策定業務全般についてお聞きします。事前に2019年度の計画策定業務の一覧を頂きました。これによると、2019年度は10件の計画策定業務があり、2件が課内作成、8件が委託になっています。まず、各計画策定業務を課内の作成でつくるか委託にするかはどのように検討しているのか、お示してください。

○次長兼経営戦略課長 委員の御質問の内容について現状一括してお答えできる担当部署はないという認識でいるのですけれども、今市の最上位計画を所管する経営戦略課として、一部署の考え方ということで御答弁させていただきますけれども、そういった判断をする部署は今なく、それぞれの部署でそれぞれの計画の性質を考えて、判断して行っているというところになります。以上です。

○林 その委託のうちでプロポーザル選定が1件、制限付一般競争入札が7件になっています。この選定方法の決め方についてもやはり各課で判断していると伺いました。整備計画とか管理計画など技術のある会社に委託すること、その会社を入札で金額によって決めていくこと、ある程度は理解できるんですけど、例えば2019年度では地球温暖化対策計画が一般競争入札になっています。地球温暖化による気候変動というのは、既に目に見える自然災害の増加として私たち市民の生活にも大分影響を与え始めています。地球温暖化対策計画の策定としては、やはり自治体として取り組む全ての施策の指針であるので、本市の環境問題の姿勢を表す重要なものだと私は考えています。このような計画策定業務を入札で決めた事業者に委託するという姿勢で本市が大丈夫なのかなというのがちょっと疑問に思っているところです。ただ、環境部なので、ここにいらっしゃらないので、答弁は求めません。細かくはこの市民環境委員会のおきにも取り上げるんですけど、第3期地球温暖化対策計画というのは、全体的に内容が薄くなっていると思いました。数値目標とかもほとんどなくて、割と漠然とした計画なんですね。これだったら事業者に求められる条件が金額だけだったことにもうなずけるんですけど、だったらわざわざ委託にしなくてもいいんじゃないかななんて思ったところです。このような計画、例え

ば第3期の地球温暖化対策計画には2019年度74万円、2018年度以前では640万円と併せて700万円強が支出されています。ほかの計画策定業務についてもやはり数百万円とか、多いと1,000万円以上の金額で委託されているところがあるんです。なので、市民の税金を使って計画をつくるのであれば、実行力のあるしっかりとした内容の濃い計画ができるようにしなければいけないと思うんですね。そういうときに各課任せではなく、一定のルールとかコントロールする部署が必要ではないかと考えます。これについてはいかがでしょうか。

○次長兼経営戦略課長 先ほどの答弁と同様、企画部の一担当部署としてちょっと見解を説明させていただくと、委員おっしゃっている計画策定業務の委託業者の選定とかに当たっては、計画そのものをどのような計画として、どのように策定したいのかという目的に合わせた、策定主体が判断する、それぞれの部署が判断するべきと考えています。この計画の性質なんですけれども、法令に根拠を持つものから国の補助金を受けるためにその計画が必要であるものであったり、自治体独自の施策として作成するものであったり、また作成過程には広く住民参加を要するもの、専門家の知識を多数導入するものとか要求されるものもございます。また、既存の資料の整理作業で完結するものもあります。つまり求められる内容や性質によって担当部署が責任を持って選定方法を選択する必要があると考えています。なお、担当部署で契約方法を確定させた後は、契約の手引であったり、柏市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインというものがつくられていますので、それにのっとって契約事務を進めるという形になります。以上です。

○林 各担当課が一番詳しくて、やはり判断しなければいけないところというのはあると思います。でも、柏市として、全体として考えていかなきゃいけないところがあると思います。私は、計画策定業務というところはもっと大きな視点を持って、しっかりと市全体の判断も入れていってほしいと思います。これは意見です。以上です。

○委員長 以上で市民サイド・ネットさんの質疑を終わります。

○委員長 次に、柏愛倶楽部、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤 まず、障害者雇用についてお伺いいたします。昨年6月に障害者を採用する際に障害者手帳を確認することを義務づけるなど、改正障害者雇用促進法が成立しました。その条文には、自ら率先して障害者を雇用するように努めなければならないと公的機関の責務が明記されました。そこで、お伺いいたします。本市での昨年の障害者の雇用状況、障害の種類と人数はどうなっておりますか。

○次長兼人事課長 障害者の雇用状況、種類と人数についてお答えをいたします。まず、身体障害者ですけれども、重度身体障害者が8名、国への報告では16カウントとなっております。身体障害者が13名、同様に13カウント、重度身体障害者のうち短時間勤務の方が3名、3カウント、身体障害者のうち短時間勤務が3名、1.5カウントで、身体障害者の数として報告している人数は33.5名となっております。次

に、知的障害者に関してですけれども、短時間勤務職員が1名、0.5カウントで、知的障害者の数として報告している人数は0.5名となっております。続いて、精神障害者についてですけれども、4名、4カウントと短時間勤務職員が5名、5カウントで、精神障害者の数として報告している人数は9名となっております。合計で、実際の雇用は37名ですけれども、43カウントという状況になっております。以上です。

○佐藤 すみません。人数とカウントというのが違うのは、そこはどういう意味なんですか。

○次長兼人事課長 国の報告をする際に障害の程度、あるいは勤務時間によりまして1人を2カウントと数えたり、あるいは0.5カウントと数えたりと、そういうルールがございまして、実際の雇用の人数と報告の人数、カウント数が異なっております。以上です。

○佐藤 法定雇用率は国、自治体などの公的機関は2.5%以上と定められておりますが、本市ではどうなっておりますか。

○次長兼人事課長 法定雇用率の関係ですけれども、法定雇用率の算定の基礎となる職員数に対して、実雇用率としましては昨年度2.46%となっております。これ2.5%を下回っておりますけれども、不足人数につきましては0.8人となっております。これ1人を下回っているということから、数字上は法定雇用率を満たしておりませんが、1人を下回っているということで取扱いとしては達成をしているという状況になっております。以上です。

○佐藤 2018年の改正障害者雇用促進法では、精神障害者の雇用が義務化されましたが、本市での対応はどうなっておりますか。

○次長兼人事課長 昨年度から検討してまいりました。知的障害者、あるいは精神障害者の方の正規職員としての採用についてですけれども、今年度の採用試験から知的、それから精神障害者の方も受験できるように取扱いを変更しております。以上です。

○佐藤 ありがとうございます。

続きまして、契約変更についてお伺いしたいと思います。昨年度建築設備土木工事で労務単価の変更を除く契約が変更された1億円以上の契約は何件ありましたか。

○契約課長 4件ございました。以上です。

○佐藤 その4件についてそれぞれその内容、理由をお聞かせください。

○契約課長 4件ございますが、契約課で把握している範囲内でお答えさせていただきます。1件目が大津ヶ丘第一小学校の校舎外壁等の改修工事、変更概要ですけれども、天候不良による工事の中止、足場設置後の詳細調査による下地補修工事の施工数量の増加等々がございました。ただ、工事の量の増減がありましたので、契約金額は変更せず、工期のみ当初の10月31日から12月27日に延長をしております。2件目と3件目は土小学校の校舎長寿命化改良工事の電気設備工事、あとは機械設備工事でございます。同じく工事変更の概要ですけれども、電気のほうがエレベーター

の増築工事に伴い外壁に設置されていた管線の切り回し等々がございまして、設計金額330万円増の変更契約を締結しております。3件目ですが、機械設備工事でございます。仮設の給水ポンプの設置等々がございまして、契約金額は170万5,000円の増でございます。工期の変更は、いずれもございません。最後の4件目が光ヶ丘中学校の校舎外壁等改修工事、変更概要は部活動の日程に関する施工管理者からの要望による着手日の延期、天候不良による工事期間の延長等々によりまして437万8,000円の増で、工期も11月29日から12月20日に延長しております。以上です。

○佐藤 それらの工事の設計コンサルタントの決定方法は、どのようになっていますか。

○契約課長 1件目、大津ヶ丘の第一小学校、こちらについては制限付一般競争入札で決定をしております。2件目と3件目ですが、これは電気と機械ですので、同じ業者に発注しております。厳密には建築工事も含めて発注をしております。こちらがプロポーザル方式、担当課で行うものです、で決定をしております。4件目の光ヶ丘につきましては、制限付一般競争入札です。以上です。

○佐藤 その制限付一般競争の場合、どういう制限がこの2件に関しては設けられていたんですか。

○契約課長 制限付一般競争入札というのは、基本的に地域要件、当該法人の本店がどこに所在するのか、あとは登録業種が何であるのか等々の制限をつけております。参考までに、1件目、大津ヶ丘については地域要件は市内、4件目は同じく市内で発注しております。以上です。

○佐藤 今地域要件が市内となっておりますが、すみません、ちょっと担当じゃないかもしれませんが、これ何で市内のコンサルタントでなければいけなかったんですか。

○契約課長 地域要件の設定につきましては、市内、県内、国内という形で段階的に引き上げていく。発注する業務の内容、難易度等によって市内業者でも十分競争性が確保できるという場合には市内、逆に難易度が高く、市内業者では競争性が働かないとなると順次県内、国内と競争性を確保するために引き上げていくという考え方です。以上です。

○佐藤 じゃ、今回大津ヶ丘と光ヶ丘小学校のこの、柏市内に限定されたわけですけど、結果競争性が働く、働かないという部分では、競争性働く、複数者の応札があったんですか。

○契約課長 ちょっと手元に今ないので、後ほどお答えさせていただきます。

○佐藤 設計コンサルの委託料は、それぞれ幾らでしたか。

○契約課長 1件目、大津ヶ丘第一小学校、契約金額が税込みで247万3,200円、4件目の光ヶ丘中学校、こちらが258万1,200円、そしてプロポで締結したほうです。こちらは規模が大きくなりますので、6,156万円。以上です。

○佐藤 契約内容の変更については、今お伺いしまして、非常によく分かったところですが、契約内容の変更について、これ本市の全面的な100%責任なのか、あるいは

は設計コンサルタントに責任があった場合は、その対処方法というのはどうなっていますか。

○契約課長 おっしゃったのは、工事の内容に変更があったときに当初設計に携わったコンサルタントの責任ということについてお答えいたしますが、工事の内容を本市が政策的に変更する場合とそうでない場合があるかと思います。収めた設計図書に法的に瑕疵がある、または民法で言うところの発注した業務の全部を履行しない、一部不履行、債務不履行ですね。そういう2つの法的観点から相手方に落ち度があれば損害賠償請求をすることができるという考え方でございます。以上です。

○佐藤 昨年度損害賠償請求したのはあるんですか。

○契約課長 設計内容に誤りがあって、工事に変更が出て、損害賠償を請求したという事例はありません。以上です。

○佐藤 了解しました。

次に、競争入札についてお伺いいたします。令和元年5月9日開札の柏市リサイクルプラザプラント設備長寿命化工事では、単独入札で三菱日立パワーシステムズインダストリー株式会社が落札しております。このときの事前審査の内容と入札資格、条件についてお伺いしたいと思います。

○契約課長 制限付一般競争入札の事前審査方の競争入札参加資格確認申請調査票等々を定め、事前に入札参加資格がある旨の確認を行っており、そういう者のみが入札に参加できるというものでございます。以上です。

○佐藤 資格と条件は、どんなものがあったんですか。

○契約課長 失礼しました。入札参加資格、入札条件ですけれども、地域要件は本店が国内でございます。清掃施設工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けていること、総合評定値は800点以上などでございます。あと、施工実績として官公庁等が平成16年度以降に発注した1億円以上の一般廃棄物処理施設、ごみ処理施設です、の基幹的設備改良工事を含む清掃施設工事について元請として施工を完了した実績がある等々を定めておりました。以上です。

○佐藤 了解。以上です。

○委員長 以上で柏愛倶楽部さんの質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 1時32分休憩

○

午後 1時36分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○契約課長 先ほどの市内発注をしている設計コンサルタントの応札状況についてお答えいたします。1件目の大津ヶ丘第一小学校の案件につきましては2者応札、4件目の光ヶ丘中学校の案件については3者応札でございました。以上です。

○委員長 質疑を続行いたします。

柏清風、福元委員、どうぞ。

○福元 よろしくお願ひいたします。では、通告に従ひ、質問いたします。職員健康管理事業について伺ひます。令和元年度は、平成30年度と比較して麻疹抗体検査及び麻疹風疹予防接種の受診者が大幅に増えました。具体的には、麻疹抗体検査については14から110、麻疹風疹予防接種につきましては14から70へと数が激増しております。その背景と理由についてお示しください。

○給与厚生室長 平成30年度は主に保健所で感染症業務、検査業務に携わる者を対象としておりましたけれども、令和元年度は国からの通知に基づきまして消防の救急隊のほうも対象としたために増えております。以上です。

○福元 具体的な内訳の数はいかがでしょうか。

○給与厚生室長 申し訳ございません。今手元にございませんで、後ほど御報告いたします。

○福元 では、令和元年度の蜂抗体検査につきましては平成30年度より大幅に減りまして、具体的には30年度が63、元年度が15となっています。その理由についてお示しください。

○給与厚生室長 平成30年度は抗体価を把握できておりませんでしたので、消防職員を対象に広く実施したところがございますが、令和元年度につきましては多くは抗体価を把握できましたので、まだこの時点で把握できていない新規採用の職員等に実施したために数としては減少しております。以上です。

○福元 消防の職務上必要な検査ということで理解させていただきます。

次、ストレスチェックの受検率は平成30年度と比較していかがですか。また、当該制度の定着及び効果等、状況はいかがでしょうか。お示しください。

○給与厚生室長 ストレスチェックについて状況を御報告させていただきます。過去3年、受検率を見ますと、平成29年度が90.3%、平成30年は94.8%、令和元年度が95.1%ということで、経年で比較しますと年々受検率のほうは向上してきております。また、近隣市を見ましても大体同じような受検率となっています。柏市を含め、全体的に定着はしてきているものと考えております。ですが、まだ5%弱未受検者もいる状態ですので、引き続きさらなる受検率の向上は図っていきたくております。実際に実施をしますと、高ストレス者の割合が昨年で10.2%ということで、柏での場合は306名でございました。この割合につきましては、一般的に国のマニュアルにおいても10%程度と想定されておりますので、制度の想定の中かなというふうに考えます。ここで高ストレス者になった職員につきましては、本人に意思の確認の上、産業医、カウンセラー、保健師、看護師といった面接を実施しまして、その面接の結果で支援が必要と判断された職員に対しては継続した支援も行っております。メンタルの不調に対して早期に対応することで精神的、心理的な負担の軽減につながっているものと考えておりますので、今後ともメンタルヘルスケアにおける予防措置として機能していけるように進めてまいる所存です。以上です。

○福元 ありがとうございます。引き続き継続的なお取組のほどお願ひいたします。では、情報化推進事業について伺ひます。電子申請システム運用管理について、

活用と進捗はいかがでしょうか。お示してください。

○次長兼情報・業務改善課長 令和元年度の電子申請手続の利用状況につきましては、97手続で1万3,892件、前年と比べまして約2倍に増加しているということでございます。件数増の要因といたしましては、各種催しの参加申込み、市の事業に関するアンケートやパブリックコメント等に多く利用されたこと、また電子申請の活用について庁内で周知を図ったこととでございます。なお、近隣自治体の電子申請の利用状況を申し上げますと、松戸市162手続、1万7,565件、流山市122手続、6,295件、野田市131手続、618件、我孫子市119手続、4,959件でございます。本市におきましてもさらに引き続き電子申請の利用拡大に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○福元 理解しました。

次、Wi-Fi環境の整備について、近隣センター8か所ということで書いてあるんですけれども、この8か所というのはどちらになりますか。あわせて、8か所の選定理由についてお示してください。そして、今後の事業の方向性についてもお示してください。

○次長兼情報・業務改善課長 令和元年度にWi-Fi環境を整備した近隣センターについてお答えいたします。まず、選定方法でございますが、地区災害対策本部といたしまして、災害発生時の情報伝達手段を確保するために近隣センターにつきまして2か年にわたり整備することといたしております。令和元年度は出張所を併設する8つの近隣センターと沼南庁舎、ウェルネス柏にWi-Fi環境を整備いたしました。近隣センターの内訳を申し上げますと、田中、松葉、増尾、光ヶ丘、西原、豊四季台、藤心、高柳でございます。また、令和2年度は出張所を併設しない10の近隣センターにつきましてWi-Fi環境を整備するためにただいま準備を進めているところでございます。以上でございます。

○福元 ありがとうございます。引き続き継続的なお取組のほどお願いいたします。

次に、東葛中部地区総合開発事務組合総務費負担金について伺います。令和元年度、人件費が大幅に減少した背景と構造について具体的に御説明ください。

○次長兼経営戦略課長 まず、東葛中部地区総合開発事務組合が持つ令和元年度予算の総務費のうち人件費に関わる決算額、これが4,793万589円という形になっていきます。前年の平成30年度の人件費の決算額が7,207万9,072円となっておりますので、2,417万5,483円という数字が前年からの減少となっているところです。主な減額の原因なのですが、事務組合職員の退職に関係しています。この退職に際しては、県内のほかの事務組合や市町村の共同事務を担う千葉県市町村総合事務組合というところが退職手当を支払っております。この一部事務組合では、この千葉県市町村総合事務組合に対して毎年退職金手当の負担金を支払っております。しかし、昨年、令和元年度、この千葉県市町村総合事務組合において令和元年度の負担額を算出するに当たって、これまで東葛中部地区の事務組合が負担していた負担額を見直したところ、事務組合の負担額の見直しが決まりまして、結果令和元年度の負担

額はなしということになりました。このことによって、平成30年度には1,911万501円を支払っていた負担額が令和元年度になしになったので、その分が削減されたというところでは。あと、もう一点なのですけれども、平成30年をもって事務組合の事務局長、それから総務課長が退職されました。この2人は令和元年度より再任用常勤職員として再雇用しているところなのですけれども、この2人の給与額の差が発生しております。主な理由としてはこの2点です。以上です。

○福元 ありがとうございます。理解しました。

次、賦課及び徴収状況の調査事業について伺います。ふるさと寄附金事業について、令和元年度は平成30年度と比較して事業拡大となりました。その理由として返礼品の充実を挙げられておられますが、改めて具体的な取組状況についてお示してください。また、林委員の答弁の中で国の制度改善の状況等も伺いましたが、ふるさと納税制度の大きな流れの中で柏市の状況を少し具体的にお示してください。

○次長兼市民税課長 先ほど林委員のところで答弁したとおりで、もともとふるさと納税は平成20年から制度としては始まっていたんですが、平成26年、7年に大きな改正があって、控除限度額の引上げであるとかワンストップ特例というふうないわゆる納税者に便利な制度に切り替わったことにより大幅に増えてまいりました。報道等で御存じかもしれませんが、一部返礼品競争、激しい競争があって、どうしても返礼品目当ての寄附が増えたということもございます。令和元年6月、昨年6月に新しいふるさと納税、先ほど御答弁したとおり、国のほうで上限額だったり、その地方で取れたものに限るという条件をつけて、今日に至ります。令和元年度で見ますと、柏の場合はよそへ出ていった額、他市への流出額が前年より8%増えたのに対して、入ってきた分、寄附の受入額が約34%伸びたということで、これはやはり経済産業部と一緒に魅力的な返礼品の充実であるとか、PR活動、全国で自治体が集まるようなイベントに出て行って柏のPRをしたりであるとか、先ほど申し上げたとおり、JRのコンビニに製品を置いたりとか、そういったことをイベントなどでPR活動を行ってきたことによる成果というふうにご覧いただいております。今後も引き続き返礼品の魅力アップして、その充実に努めてまいりたいというふうに考えています。以上です。

○福元 ありがとうございます。引き続きお取組のほどよろしく申し上げます。

では、納税促進センター運營業務委託について伺います。委託費用は、令和元年度は平成30年度と比較してかなり増額しています。業務の拡大、新規委託内容、消費税改正が理由として挙げられていますが、委託料等が増額した理由や背景についてお示してください。

○収納課長 委託料が増額した理由としましては、新たに預金、生命保険の調査書類作成業務、催告書不着業務等を拡大委託したことに加え、先ほどもありましたように、消費税の税率の引上げによるものになります。委託業務を拡大した背景といたしましては、これまで職員が担ってきた定型的な業務を委託することにより職員が差押えなど本来の滞納整理業務に集中して取り組む環境を整備し、税収の確保に

努める必要があったためになります。この業務の拡大により差押えの件数は平成30年度よりも73件増加し、1,140件執行しております。また、市税収入総額といたしましては、平成30年度と比較して約6億円の増収となっております。以上となります。

○福元 引き続きお取組のほどよろしく申し上げます。以上になります。（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長 先ほどの答弁漏れの件ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）申し上げます。

○給与厚生室長 恐れ入ります。申し訳ありませんでした。お尋ねのありました検査の内訳について御報告いたします。麻疹抗体検査のほうですけれども、110名のうち消防の分が103名、保健所の分は7名、もう一件、麻疹風疹予防接種のほうは消防が59名、保健所のほうが11名でございました。失礼いたしました。

○委員長 続いて、村越委員、どうぞ。

○村越 よろしく申し上げます。一部割愛をしながら質問させていただきます。初めに、決算書の198、199、200、防犯カメラの設置事業、客引き等対策警備業務、振り込め詐欺等防止電話購入補助金、これらについて内容を御説明ください。

○防災安全課長 まず、防犯カメラ設置業務委託につきましては、昨年度は2台の移設と22台の更新をさせていただきました。これカメラのほうは市の設置するものと町会が設置するものがございます、こちらの委託については市が設置したものでございます。機器が大体5年ぐらいをめどということになりますので、そういったところの更新です。それから、客引き等対策警備委託でございますけれども、こちらについては決算額3,852万8,695円ということで、柏駅前客引き行為をしている方というか、そういったところのパトロールを実施する委託でございます。昨年度は8人の警備員を委託してございます。最後に、振り込め詐欺等防止電話購入費補助金でございます。こちらは、振り込め詐欺が横行しているということで、その是正の一つのものということで、電話機を購入した際に補助金を柏市が出すというものでございます。対象が65歳以上ですとか、税金を滞納されていないとか、そういったものがありますけれども、補助金は2分の1以内、マックスが1万円ということになってございます。以上です。

○村越 このそれぞれ3つの事業についての成果を市としてはどのように考えているのか、教えてください。

○防災安全課長 まず、防犯カメラにつきましては、平成30年、刑法の犯罪ということで、認知件数は3,200件ございましたけれども、昨年度につきましては2,712件ということで減少しております。それから、2点目の客引きについてですけれども、昨年度はパトロールも9回ほど地元の町会ですとか商店会ですとか警察と共に行いまして、9回実施してございまして、設立の客引きの、条例ができたのが29年10月になるんですけれども、その当時約30名の客引き人数、それからスカウト、店にスカウトするスカウトが約4名おったんですけれども、現在は客引きのほうの人数が

0.22人、それからスカウトのほうで0.07人ということで、かなり減少はしてございます。それと、最後ですけれども、振り込め詐欺防止の件ですけれども、こちらについては残念ながら結果としては被害額についてはこのところ横ばいになってございます。昨年度は1.7億円、現在9,000万ぐらいに収まっておるんですけれども、件数ともに横ばいになっているということで、あまり効果が出ていないかなというように感じでございます。ですから、カメラと客引き行為については非常に効果が出ているというふうに考えてございます。以上です。

○村越 この3つの事業の中で、令和元年度に新しく取り組んだ事業というのがありますかね。

○防災安全課長 新しく実施したものはございません。以上です。

○村越 先ほど振り込め詐欺等の防止の電話についても、これは市のほうでもいろいろ検討して、対策等取っていると思うんですけども、電話機にシールを貼って、いつも認識させるとか、それから病院の薬の袋の裏に、市内病院に協力していただいて、この防止のシールを貼るとか、そういったところなんかも今後また検討していくことが大切なんじゃないかと考えますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

じゃ、続いて、決算書の311ページ、避難者支援事業（東日本大震災）、これについて御説明をお願いします。

○防災安全課長 こちらは、東日本大震災によります地震及び原子力発電所の事故により岩手県、宮城県、福島県の3県から柏市内に避難された方に対しまして、応急仮設住宅といたしまして民間賃貸住宅を柏市で借りまして、その家賃や共益費、それから再契約ですとか仲介の手数料などを支出、支援をしているものでございます。以上です。

○村越 この柏市の中でのことではなくて、遠くのほうの震災避難者ということですよ。分かりました。ありがとうございました。

続いて、報告書の145ページ、無人航空機、ドローンの整備について御質問いたします。まず、このドローンの整備事業について御説明をお願いします。

○指揮統制課長 ドローン2機保有してございます。まず、1号機、これ赤外線カメラつきなんですけれども、43万8,156円、2号機、こちらズームカメラ機能つきのものが33万156円、それからドローンで映し出した映像を災害対策指揮本部、また消防指令センターに送る映像伝送システム、こちらの構築費、2機分で15万1,200円でございます。以上です。

○村越 このドローンの機能について御説明願ひたいんですけども、昨年度大きな災害があって、また強風のいろんな被害もあって、それからこの柏市は手賀沼とか、そういった利根川もあるしということで、そういった中での機能の御説明を願ひいたします。

○指揮統制課長 消防局で保有しているドローン、2機ございますが、いずれも映像を映し出すものでございます。物品を運んだり、消火弾を撃ち込むとか、そうい

ったことは今持っているものではできません。昨年度災害では火災救助、自然災害でドローン活用しました。今までできなかった上空からの情報を収集することが可能となりましたので、例えば水難救助事案にあっては広範囲を何度も捜索することができましたし、河川敷が燃えた火災では地上からは樹木等により確認しづらい延焼状況等を上空から確認し、現場と情報共有を図るなど効果を上げております。また、台風19号による広範囲にわたる浸水状況、こちらの撮影も行いました。以上です。

○村越 この無人航空機、ドローンの整備によって災害時の消防団、それから消防局の活動、この安全確保の見通しについてはどのようにお考えか、お願いします。

○指揮統制課長 ただいま申し上げたとおり、地上からなかなか確認できない部分も上空から確認することができますので、今後も、今指揮隊で使っているんですけども、安全管理の重要なツールになるというふうに考えております。以上です。

○村越 本年度は災害がないというか、少ない状態である。これはもう意見ですけども、やはりそういった中で、消防団がやっぱり外に出なきゃいけないとか、そういった状況もあるので、やっぱりそういった中でいろんな機能を考えて、そういった一生懸命やってくださる消防団、消防局の方々の被害をなくするとか、そういったようなことも第一に掲げて、取組をお願いしたいと思います。以上で質問終わります。

○防災安全課長 先ほど答弁しましたもの、少し訂正させていただきます。先ほど村越委員の御質問の客引きの人数の件で、私平成29年10月に条例が施行されたということ言ったんですけど、失礼いたしました。6月でございます。10月に人数をカウントしたところ客引きが30名で、スカウトが4人ぐらいいたということでございます。訂正させていただきます。失礼いたしました。

○村越 以上で質問終わります。

○委員長 ここで暫時休憩いたします。

午後 2時 3分休憩

○

午後 2時 8分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

桜田委員、どうぞ。

○桜田 よろしくお願いたします。通告に従い、質問させていただきますが、一部割愛させていただきます。まず、報告書の45ページ、防災対策事業についてお伺いたします。関場町ゲートボール場での耐震性井戸付貯水装置（飲料水）の改修工事の内容を教えてください。

○防災安全課長 耐震性の井戸付貯水装置というものは、災害時に飲料水として扱います井戸つきの貯水槽になります。そちらは、市内に全てで16か所整備されておりまして、今回年間の保守点検等で行った結果、不具合が生じているものを工事す

るということで、昨年度は関場町の貯水装置を修繕いたしました。内容についてなんですけれども、上部のポンプですとか、そういったところを修繕するというか、改修するという形で、ほぼほぼ交換するような、新設のような工事になります。以上です。

○桜田　こちら災害時にはどのような効果が期待できるものなのでしょうか、お聞かせください。

○防災安全課長　効果といたしましては、断水時におきまして十分な飲料水の確保ができるということになります。こちらについては井戸になりますので、井戸がかけられるまで水は出すことができるような状態になってございます。以上です。

○桜田　旧沼南エリアはどのような整備を行っていますでしょうか。

○防災安全課長　旧沼南エリアの整備につきましては、耐震性の貯水槽、こちらは井戸ではなくて、水道系の貯水槽になりますけれども、大津ヶ丘中、それから高柳近隣センター、それから陽だまりの丘公園の3か所に整備されております。あと、給水タンクのほうを2か所ということで、風早南部小と手賀中に配備しております。以上です。

○桜田　次に、今後の耐震性井戸付貯水装置の改修計画についてお聞かせください。

○防災安全課長　先ほども説明いたしましたけれども、保守点検をしながら、そういったところで修繕が必要なものを順次修繕をしていくというような計画でございます。ですから、現在まで6か所ほど改修をしておりますので、残り10か所を順次整備していく予定になってございます。ちなみに、来年度につきましては西原小学校のほうの井戸を改修する予定でございます。以上です。

○桜田　防災用簡易井戸のほうは、改修は必要ないのでしょうか。

○防災安全課長　防災用の簡易井戸につきましては、こちらは生活用水ということで、飲み水としては扱えないものになります。こちらについては順次整備をしていく予定になってございます。以上です。

○桜田　ありがとうございました。

次に、報告書の48ページ、犯罪が起りにくいまちづくり（地域づくり）事業についてお伺いいたします。平成30年度から千葉県市町村防犯カメラ等設置事業補助金を活用して町会、自治会等に街頭防犯カメラ設置費用の一部を補助する事業を開始しましたが、補助の内容を御説明ください。

○防災安全課長　こちら町会の補助いたします防犯カメラの設置のことになります。4分の3の補助金額ということで、上限額が30万円の補助をするという形になってございます。例えば自治会が40万円の防犯カメラを設置した場合でございすけれども、自治会が補助金をいただきまして、10万円の負担、それから千葉県のほうが15万、柏市が15万ということで、合計40万の負担になるという形でございます。以上です。

○桜田　交付状況はいかがでしょうか。

○防災安全課長　防犯カメラにつきましては30年度から実施しております、30年

度が8団体13台、令和元年度が14団体22台、ちなみに今年度、令和2年度が9団体17台の予定になってございます。以上です。

○桜田 ありがとうございます。犯罪が起こりにくいまちづくりには非常に有効だと思いますので、引き続き普及拡大を期待しております。

次に、報告書48ページ、犯罪が起こりにくいまちづくり（組織づくり）事業についてお伺いいたします。振り込め詐欺等防止電話購入費の補助の件数が急激に増えましたが、その要因をお聞かせください。

○防災安全課長 昨年度申請件数が481件で、ちょっと3件ほど申請ができなかったものがございましたけれども、補助件数は478件ということで、前年比299件増加しております。この要因は、3月に東京都でアポ電のニュースが流れまして、電話機の購入が非常に効果があるということをマスコミのほうで発信をしまして、そのおかげという形ではないんですけれども、急激に増えたものと考えております。以上です。

○桜田 ありがとうございます。

次に、客引き等対策について、条例を遵守する飲食店等に対する支援内容をお聞かせください。

○防災安全課長 客引きをしない宣言という形でお店のほうにステッカーの配付をしているのと同時に、こちら今お店の店先に貼っていただいているような状況になりますけれども、そのほかには市のウェブサイトでの広報、それからそういった客引きをしない店舗のチラシというんですか、そういったものを作って、啓発をしているところでございます。以上です。

○桜田 客引きしない宣言店の加盟店の普及状況についてお伺いいたします。加盟店舗数等お聞かせください。

○防災安全課長 現在、令和元年度末でございましてけれども、109件のお店が宣言をしております。以上です。

○桜田 加盟店が増えていますが、客引き対策等の効果をお聞かせください。

○防災安全課長 先ほども村越委員のときに御答弁させていただきましたけれども、発足当時というか、最初は30件ほど客引き等が認められましたけれども、今現在はほぼゼロという形で、効果が現れているものと考えてございます。以上です。

○桜田 ありがとうございます。

続きまして、報告書の145ページ、安全管理事業についてお伺いいたします。村越委員からも質問ありましたが、こちらの無人航空機、ドローン2機を購入したということですが、今後の整備予定をお聞かせください。

○指揮統制課長 現在2機保有しておりますが、今のところドローンの機体を増やす計画はありません。以上です。

○桜田 1台の年間の維持費をお聞かせください。

○指揮統制課長 年間1機約8万円から10万円と見込んでおります。その内訳なんですけど、機体保険、1号機が2万7,300円、2号機が1万9,600円、それから任意で

はございますが、ドローンの定期点検、これが3万7,000円、それからプロペラですとかバッテリーなどの消耗品、合わせて8万円から10万円となっております。以上です。

○桜田 スカイパトロールでの不法投棄監視活動による効果をお示してください。

○指揮統制課長 スカイパトロールは産業廃棄物対策課との共同事業となります。地上から確認が困難な場所での産業廃棄物や建設残土の不法投棄、不適正蓄積の早期発見及び指導を目的としております。市では5年前から民間のヘリコプターでスカイパトロールを実施してきましたが、費用が高額で、頻繁に実施できないという課題がありましたが、その点ドローンは安価で機動性に優れており、昨年度のスカイパトロールでは新規で6か所の不適正蓄積が疑われる場所を発見することができ、早速ドローンでの効果が確認できました。以上です。

○桜田 ありがとうございます。

次に、報告書の146ページ、消防庁舎維持管理事業についてお伺いたします。女子仮眠室設置改修工事の今後の整備計画をお示してください。

○参事兼企画総務課長 現在市内には女性用仮眠室が8か所ございますが、まだ4か所ほど設置してございません。こちらに記載してある沼南消防署も含めまして4か所ございます。それに関しましては、市内全署所に整備する方針ですが、施設の面積も困難な箇所があることから、整備が可能な署所から進めていく方針になります。以上です。

○桜田 ありがとうございます。

続きまして、前年度と比較して施設設備事業、工事請負費が大幅に減少しましたが、老朽化が進んでいる庁舎、消防庁舎の整備状況をお示してください。

○参事兼企画総務課長 消防施設については営繕管理室に作成してある短期保全計画に基づいて計画的に保全工事を行っています。前年度の30年度は工事3件、設計3件、整備1件を行い、令和元年度は工事1件、設計5件、整備1件ということで工事案件が少なかったのも、減少をしたものでございます。今後も引き続き計画的に施設の整備の保全に努めてまいります。以上です。

○桜田 ありがとうございます。

続きまして、報告書の147ページの消防団器具置場整備事業についてお伺いたします。消防団器具置場整備事業が前年度と比べて大幅に増加した要因を御説明ください。

○参事兼企画総務課長 これに関しましては、平成30年度決算額と比較して9,500万円ほど増加になってございます。増加理由といたしましては、平成30年度に松ヶ崎の消防団、これを工事する予定でしたが、高力ボルトの不足によって、オリンピック、パラリンピックに関連する建設ラッシュの影響を受けて入手が困難となって、この事業を繰越しとしました。このことから、松ヶ崎消防団と豊町の消防団の2つの建設工事を行ったために増額となっております。以上です。

○桜田 ありがとうございます。引き続き市民の安心、安全のためによろしくお

願いいたします。

続きまして、報告書の43ページ、職員健康管理事業について伺いいたします。特定業務従事者健診（ホルムアルデヒド）となっておりますけれども、こちらは受けた方はどのような職務でしょうか。また、健診内容もお聞かせください。

○給与厚生室長 ホルムアルデヒドの健診につきましては、保健所の食鳥検査を行っている職員が対象となります。項目としましては、定期健康診断と同じになりますが、問診や身体測定、血液検査、胸部エックス線検査等を行っております。以上です。

○桜田 同じく特定業務従事者健診（深夜業務）となっておりますが、こちらを受けた方はどのような職務で、また健診内容もお聞かせください。

○給与厚生室長 こちら深夜業務のほうは、守衛職ですとか消防の職員が対象になっております。内容のほうは、先ほどのホルムアルデヒドと同じで、一般的な健康診断の内容と同様のものになります。

○桜田 ありがとうございます。どうぞ健康に留意して働いていただきますようお願いいたします。以上で質問を終わりにいたします。

○委員長 続いて、阿比留委員、どうぞ。

○阿比留 よろしくお願いたします。まず、財政指数の目標値について伺います。15ページ、報告書15ページですが、経常収支比率のほかの3つの目標値は平成27年度に決めて、28年度から5年間だというふうに理解しておりますが、当初の設定したときはほぼほぼこれに近い値で推移していたので、目標値を設定したと思うんですが、今となっては目標値があまりにも緩過ぎるような気がするんですが、それに対しては毎年何らかの目標値は内々では設定して、何かやっているんでしょうか。

○財政課長 こちらの指標につきましては、今お話あったとおり、第二次行政経営方針の中で位置づけているものでございます。財政運営上、やはり中長期にわたる健全財政の維持が重要ということで、長期の基準として位置づけているものでございまして、毎年の見直しは行っていない状況にございます。以上です。

○阿比留 それでは、経常収支比率が現在同じ値というか、目標値と一致している状態だと思うんですが、これが昨年度だとすると、今年度までが目標の期間だったと思うんですが、今年度はこれで大丈夫なんでしょうか。

○財政課長 こちらの目標、今年度の決算を受けての数値ということですが、今のところまだ算定が行えていないということで、具体の数字については今申し上げることはできないという状況です。ただ、一方でコロナウイルスの影響等で市税等の収入に影響が出ているといったあたりがございまして、ちょっとどうなるかわからないんですけれども、数値の悪化がないといいなというような見立てでございます。以上です。

○阿比留 何か手を打たなくてはいけないんじゃないかと思って、質問をさせていただきました。

次伺います。一般会計の起債額が元金償還額を超えたということなのですが、令和元年度。どのようにこれは捉えられていますでしょうか。

○**財政課長** 御指摘のとおり、一般会計では借入額が償還額を上回ったという状況になっておりますが、特別会計、企業会計を含めた全会計では元金償還額の範囲にとどまっているという状況になっております。ただ、今後見てみますと、公共施設等の老朽化対策が本格化していくといったこと、あるいは小中学校整備など大型の整備事業が予定されていて、その財源として市債を活用していくということも見込まれますので、今後将来世代に過度の負担にならないようにこの起債についてはコントロールといいますか、借入れの活用については抑制的に進めていきたいと考えております。以上です。

○**阿比留** 今まで結構努力されてうまくいってきたというところはあるんでしょうけど、今後結構厳しくなってきたときに果たしてじゃこのバランスを取っていくのかというのはちょっと心配で、何らかの方向性というか、方針を見いだしなれば、目標値なのか何か分かりませんが、どうしていこうかというのがなかなか見えづらいなと思っています。

次に、客引き対策の件について伺います。先ほども何件かありましたので、協力体制を聞こうと思ったんですが、9回ぐらいやられたということでしたので、別の視点からちょっと質問させていただきますが、2年半ほどたった状況で目標、客引きが0。幾らになった状態でも毎年3,800万円余りをつけなければいけないのか。年度予算で契約していく関係上そうせざるを得ないと思うんですが、ある程度落ちてきたときに金を使わないでいい方法、もしくは柔軟な契約ができる方法なんかを考えていかないと、無駄な努力をしているようにも見えるので、そこら辺今後どういうふうに考えているのか、お示してください。

○**防災安全課長** 先ほど、回数等は9回ですとか参加人数が320人という形で地元と一緒に回っているというような形になってございます。それで、今後についてなんですけれども、昨年度は確かに3,800万の費用をかけて警備員委託をしたんですけれども、効果が非常に現れているということと、それから設立した、条例を策定した当時から目標値で3年でゼロにするということで、今年度は一掃の時期になるんですけれども、おおむね目標は達成できたということで、昨年度から警備につきましては今年度の実際の費用としましては1,800万で、2,000万ほど落としております。それで、来年度につきましては、この実績を基に警備員のほうの委託については実施をしない予定でございます。それから、今現職で警察官が当職員として配置されておりますけれども、そちらも継続はしないということで、一応の目標は達成できたと。ただ、やはり引き続きしっかり地元と連携を強化していかないと、やはりやめた途端に増えるということになりかねませんので、そこはしっかり防犯協会と協議しまして、引き続きそういったところの強化をしていくという予定でございます。以上です。

○**阿比留** 安心しました。

消防団の器具置場の整備事業について伺います。まず、これが記載されています報告書の147ページですけれども、この記載は9.7という項目で書いてあるんですが、そこに消防水利の整備というふうに記載があって、消防団の器具置場整備事業と消防水利の整備が同じ項目に書いてあって、よく理解できないんですが、ここら辺をちょっと説明してください。

○参事兼企画総務課長 通常耐震性防火水槽、貯水槽の設置する場合は消防水利整備事業として警防課の予算で事業を進めますが、消防団器具置場の敷地内に併設する場合は、企画総務課で耐震性防火水槽の設計を含めて器具置場の新築工事内で施工してございます。以上です。

○阿比留 何かちょっと事業として分かりにくいようになっていると思うんですが、何か、以後ちょっと分かりやすいように整理しておいてください。

それと、この器具置場の事業費が1億円ぐらいだったと思うんですが、坪単価というのはどのくらいになるか、教えてください。

○参事兼企画総務課長 まず、豊町の建設費に関しましては5,865万3,078円、繰越し事業として松ヶ崎の器具置場については3,503万6,000円となります。建設費のそれについては先ほど御説明した耐震性貯水槽の工事分が含まれて、その差額となります。坪単価については、耐震性貯水槽を整備しない松ヶ崎の消防団の器具置場で坪単価約136万3,000円となっております。この坪単価についてですが、施設上の災害発生時の活動拠点となるために構造耐力について耐震性を高めた設計としていることから、ちょっと割高となっております。あわせて、公共施設であることから、民間とちょっと比較して検査や現場の確認の必要があり、また工期が長くなることから、技能労働者の人件費の高騰なども理由により請負者との諸経費が民間と比較してちょっと割高となっております。また、建設場所によって建設費以外に敷地内の上下水道の引込みなど周辺整備の費用も発生してございます。以上のこと踏まえた設計になっていることから、設計価格については適正だと考えてございますが、今後も引き続き関係部局と協議しながらコスト削減に努めてまいります。以上です。

○阿比留 民間との比較という話が今ちょっと出ましたけれども、普通建物で、これは資材置場、器具置場ということはほぼほぼ周りだけで何もない状況ではないかというふうに想像できますけれども、そうしたときに坪単価が136万円というのはちょっと理解しづらい額なので、民間と比べているというか、市民感覚としては高くても普通100万か、80万から100万ぐらいで家は建つんじゃないかなと思うんですが、それもちょうと、備付けの家具みたいなものとか台所とかお風呂とかセットした状態でそのくらいですので、ただのどんがらだけで136万というのはちょっとオーバースペックじゃないかなという気がしますので、耐震性というところは、そういうのはしっかり確保していただくということは当然の建物だと思いますけれども、そういうところを今後しっかり検討していただきたいというふうに思います。

最後に、税金を払い損ねて、後で追徴取られたという件ですけれども、この点については行政処分はどのようになっているんでしょうか。

○次長兼人事課長 消費税の申告誤りについてでございますが、本年の5月21日に主な担当者である職員を訓告処分に、それから所属として適正な申告が執行できるような確認体制ができていなかったということから、当時の公設市場の市場長と副参事を同じく訓告処分に、さらには管理監督責任という観点から経済産業部長を口頭厳重注意とする処分を行っております。以上です。

○阿比留 具体的に市に損害を与えたという点は結構ちょっと重いかなというふうに思っています、今後ともないようにしていただきたいと思います。

それと、原因と再発防止策について教えてください。

○財政課長 今回の件につきましては、誤りににつきましては担当部局において申告書を作成する際に市場施設使用料、収入の一部について課税売上げ欄への記載が漏れたということにより発生したものと承知しております。消費税の申告につきましては、消費税法等の規定によりまして地方公共団体の場合特別会計ごとに申告義務がございます、各会計を所管する部署において申告書を作成することが基本になっておりまして、この再発防止に向けまして、担当部署としましては専門知識の習得、例えば研修などによる専門知識の習得であったり、複数担当者によるチェック体制の構築、あと専門家による相談、確認などをして、再発防止に努めていくということで聞いておりますので、財政部としてもそれらの取組を支援していきたいと考えているところです。以上です。

○阿比留 以上で質問終わります。

○委員長 以上で柏清風の質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時37分休憩

○

午後 2時43分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

公明党、小松委員、どうぞ。

○小松 よろしくお願いたします。では、まず初めに報告書の44ページの情報化推進事業について伺います。この電子自治体の推進のところに情報パソコン2,393台、複合機19台及びレーザープリンター37台を借り上げとありますが、この借り上げというのは例えば故障したときなんかの修理代もこの決算額に含まれるのでしょうか。

○次長兼情報・業務改善課長 委員御指摘のとおりで、含まれております。以上でございます。

○小松 耐久性というか、パソコンなんかは例えば故障してしまっ、これは使えない物にならないとなったときは、また新たなものを借りるという形になるのでしょうか。

○次長兼情報・業務改善課長 御指摘のとおりでございます、今のところ使えな

くなるというのはあまり多くの例はございませんが、少し余分な分もございまして、そちらでカバーしながら新たに、今回リースとか多いんですが、リースで補っていくということになります。以上でございます。

○小松 そうしましたら、パソコンの台数だとかが増えない限り決算額はあまり上下することはないというふうに考えていいんでしょうか。

○次長兼情報・業務改善課長 決算額につきましては、実は例年増加の傾向でございます。原因といたしましては、職員が使用するパソコンにつきましては各課でいろいろな要望がございます。それから、ネットワークが違いますので、ネットワークごとにパソコンが必要になるということもございまして、台数の増加、それから国の施策によりましてセキュリティーを強化しなさいといったことが挙げられてきて、セキュリティーの費用が含まれますと歳出の減額が難しいという状況でございます。また、今後は業務改善によりまして歳出が増加する可能性を持っていると考えております。以上でございます。

○小松 電子申請システム自体もこれから増加していくであろうというふうに考えられますが、そういった意味でも増加していく可能性が高いというふうに考えていいんでしょうか。

○次長兼情報・業務改善課長 おっしゃるとおりでございます。今後増加させていきたいと考えておりますので、それに伴いましてパソコン等の需要が増えると考えております。以上でございます。

○小松 庁内LANの基盤として105拠点のネットワークを維持とありますが、今後ネットワークも増えていく可能性は高いというふうに考えていいんでしょうか。

○次長兼情報・業務改善課長 ネットワークにつきましては、ネットワークの種類が増えるというよりは拡大していく、それからネットワークが複数、国の政策によりまして複数入れるということになっておりますので、ネットワーク間のデータの移行を安全に行うといったようなことが影響しまして、恐らく増加するのではないかと考えております。以上でございます。

○小松 分かりました。セキュリティーの面であるとか、またそういったこれから必要な部分が多くなってくると思いますので、ぜひともしっかり対応お願いしたいと思います。

次に、報告書45ページの防災対策について質問させていただきます。ここはほかの委員もされているので、私のほうからは、この耐震性井戸付貯水装置とかの例月の保守点検ということについてお話をされておりましたが、具体的にこの保守点検、どのようなことをされているのか、教えてください。

○防災安全課長 保守点検につきましては、年間委託といたしまして月1回の点検、年間12回ですね。まず、機械設備につきましては動作の確認、それから電気設備につきましては電気系統の確認と発電機の動作確認をしております。以上です。

○小松 よく分かりました。そういった点検をしっかりしているので、緊急なときになったときに使用できなくなったとか、そういうことはないというふうに考えて

いいんでしょうか。

○防災安全課長 はい、そのとおりです。

○小松 分かりました。

それでは、耐震性井戸付貯水装置、そしてまた防災用簡易井戸が緊急時に使用することになった際にはどのような手順で進められ、そしてまた地域との訓練というのはどのようになされているのか、お示してください。

○防災安全課長 耐震井戸と、それから簡易井戸につきましては、手順はまず井戸つきの貯水装置につきましては各施設にマニュアルを配備いたしまして、災害の地区対策本部員、近隣センターに配置されます職員が実際のときには行うという形になってございます。簡易井戸については手こぎの昔ながらの井戸になりますんで、どなたがやっても普通に動かせる状況ですんで、特にマニュアル等はございません。ただ、学校に多く配備されておりますんで、学校のほうには使い方ですとか、そういったのは指示はさせていただいております。あと、訓練につきましては、まず井戸つきの貯水装置につきましては電源を入れれば、蛇口をひねれば水が出るという形になってございますんで、特にやってございません。それから、簡易井戸についても通常に手こぎの場合になりますんで、特に訓練はしておりません。ただ、マニュアルについては、災害対策本部員に確認するようには指示はしてございます。そのほか、水道部のほうで給水等の対応がございまして、そういったときには併せて防災のほうもこういったものの訓練は実施してございます。以上です。

○小松 地域の町会と共に一緒に訓練するということはないんでしょうか。

○防災安全課長 町会のほうもふるさと協議会の方にお声がけをさせていただきまして、参加していただくことになってございます。ふるさと協議会につきましては、1か所当たり大体3名の方を応援者として指名をさせていただいているところでございます。以上です。

○小松 分かりました。本当に通常時に訓練しなければ非常時のときにはできないと思いますので、その点もしっかり取組をお願いしたいと思います。

次に、その続きの防災対策の充実についてお伺いをいたします。これも緊急時における防災力の向上ということで、帰宅困難者対策用IP無線機の導入が18台あったというふうにありますけども、具体的にこれはどのような際に使用するのか、また訓練等はどのようにされているのか、教えてください。

○防災安全課長 IP無線につきましては、帰宅困難者対策用として昨年度初めて導入したものでございます。ですから、駅周辺の事業者ですとか、そういったところに配備をしているところでございます。例えば鉄道事業者としまして、JRと、それから東武鉄道のほうに配備をしているところでございます。訓練のほうなんですけれども、配付した当時訓練はさせていただいておりますけれども、今後こういった必要に応じてどういった形でやっていくかということについて現在検討しております。今後必要に応じて実施してまいりたいなというふうに考えております。以上です。

○小松 しっかり訓練のほうもしていただければと思います。

この無線機は、例えば停電になったときなんかは充電ができないと思いますので、どれぐらい、1回の充電に何時間ぐらいもつのか、その辺は分かりますでしょうか。

○防災安全課長 IP無線は、委員おっしゃるとおり、充電式でございますけれども、連続使用時間といたしましては現在17時間ということであります。以上です。

○小松 17時間ということであればしっかりもつんで、しっかり対応していただけたらと思いますので、本当にこういったもの導入していただけてよかったなと思います。また、いろんな台風であるとか、そういったときにも帰宅困難者は出ますので、いろんなところでこれはまた使用していただけることになると思いますので、しっかり訓練のほうも、お世話になります、よろしく願いいたします。

それでは、報告書48ページの防犯カメラの設置について伺います。街頭の防犯カメラの設置ですが、これ桜田委員も質問されておりますので、私のほうからはこの町会で設置されている内容について、これは町会をどのように選ばれたのか、設置基準と選考方法についてお聞かせください。

○防災安全課長 カメラにつきましても平成30年から行っておりまして、町会から申請が上がったものに対して、1団体2台程度と、年間ですね。という形で基本的な考えで行ってございます。選考に当たっては、市及び千葉県の要項が、カメラの設置要項がございまして、その規定のほか、あと柏警察署と協議をいたしまして、適正な箇所であるかということ踏まえまして、選定をしているところでございます。以上です。

○小松 データの管理というのが町会への負担にならないのか、その点についてはどうでしょうか。

○防災安全課長 カメラの仕様によりましてばらつきがあるんですけれども、データの保存期間がおおむね1週間から10日前後だと思っております。随時上書きをしていくということで、データにつきましては警察の事件、事故、捜査の証拠記録として活用されるということで、データ照会には直接警察から各町会、団体へ依頼されることになっておりまして、犯罪の早期解決などに貢献しているものと認識しております。ただ、負担については数的にはそれほどでもないというふうに考えておりますので、実際管理されている方は町会長さんと副町会長さんが担っておりますので、現地立会いの下、データのSDカードを提出という形になりますので、そんなに負担はないのかなというふうに考えております。以上です。

○小松 よく分かりました。町会の方々も地域の安心を得るのにとっても効果的だというふうにおっしゃってございましたので、今後とも増やしていただけたらと思います。

次に、報告書51ページ、52ページの債権管理業務について伺います。納付相談等弁護士委託とありますけれども、その委託内容についてお示ください。

○債権管理課長 弁護士委任は納付相談委任、取立て委任、市債権等委任の3種類でございますので、それぞれについてお答えします。まず、納付相談委任につきまし

ては、一定の収入がありながら借金返済などの支出が多いことにより、市税や国民健康保険料等の納付額が新規賦課額を下回っている方を主な対象としています。年々滞納額が増加する状況を改善することを目的としています。契約先は弁護士法人1社ですが、別の弁護士事務所の弁護士が担当することもありますので、弁護士の人数はおおむね20名となっています。次に、取立て委任につきましては、滞納者の財産を差押えしたにもかかわらず、差押え先、例えば給料の差押えの場合は勤務先が差押えに応じず、回収が進まない案件について弁護士による交渉や訴訟により解決することを目的としています。契約先は、先ほどの納付相談委任と同一の法律事務所、10名程度の弁護士が担当しています。3つ目の市債権等委任につきましては、市税のような自力執行権が柏市になく、裁判所を通さないと差押えができない種類の債権を対象としています。例えば市営住宅使用料や貸付金の返還金等が対象となります。委任の目的は債務名義の取得です。債務名義とは、分納が滞ったときに裁判所に差押えを申し立てることができるお墨つきのようなものです。この債務名義の取得方法としましては、弁護士が滞納者と交渉を行い、分割納付の合意に至った場合は公証役場における公正証書の作成や裁判所における即決和解の手続を行うことで債務名義を取得します。一方、弁護士の呼びかけに応じない場合、または交渉により合意に至らなかった場合は訴訟により債務名義を取得します。

○小松 時間なんで、この辺でいいです。御丁寧にありがとうございます。生活支援、丁寧な交流、対応を追ってお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 以上で公明党の質疑を終わります。

○委員長 次に、日本共産党、渡部委員、どうぞ。

○渡部 まず、報告書の42ページ、人事管理について、職員の残業と健康管理について伺いたいと思います。時間外労働についてなんですけど、80時間を超えるような残業を行った主な部署と人数についてまずお示してください。

○次長兼人事課長 月80時間を超えた主な部署になりますけれども、財政課、市民税課、保育運営課、会計課など32部署ございます。実人数としましては、121人、延べ人数としましては232人となっております。以上です。

○渡部 決算のときには度々話題になっていたと思いますけども、例えば一昨年と比較をして昨年は少しでも改善されたんでしょうか。

○次長兼人事課長 平成30年度と比較しますと、部署でいうと24部署から32部署、実人数でいいますと96人から121人、延べ人数につきましても204人から232人ということで、昨年度は増えております。以上です。

○渡部 改善のいろんな方策というのが決算の中でも出てきたなと思うんですけども、あまり功を奏していないのかなってちょっと思いました。それで、昨年度末からコロナの影響で保健所が非常に大変だったと思います。それで、保健師の残業の時間を資料請求してもらいましたけども、3月については45時間を超えた人が1人だけということで、その後もあまり増えていなくて、その点は安心しました。ただ、

全国的な調査を見ますと、特に保健師のサービス残業、全国調査、これ自治労連だったと思いますけども、4割を超えている人がサービス残業を強いられている、管理職の残業も非常に多いということだったんですけども、昨年度でいえばコロナの影響が出たのが2月、3月あたりだと思いますけども、その辺りに保健師がサービス残業をやったという事実はあるでしょうか。

○次長兼人事課長 サービス残業を行ったという事実は、人事課としては承知しておりません。以上です。

○渡部 管理職の残業についてもちょっと伺いたいですけども、通常管理職については残業の実態というのは把握されているのでしょうか。

○次長兼人事課長 時間外といいますか、パソコン上ではございますけれども、出退勤の状況を確認しております。以上です。

○渡部 それ例えば一般職の場合は45時間以上とか80時間以上とか統計を取ります。管理職について、そのような時間外の時間の統計というのは取っているのでしょうか。

○次長兼人事課長 統計は取ってございません。以上です。

○渡部 今回特にコロナの問題があるので、保健所が注目されていますけども、日常的にも管理職の時間外の労働というのは非常に多いのではないかなと非常に心配しました。それで、過労死ラインは一応80時間となっていますけども、管理職においても同じ職員なわけですから、きちんと時間外労働の時間を把握して、改善が必要であれば何らかの改善をする必要があると思うんですけども、そのような検討というのは全くなかったのか、今後どうするのか、併せてお答えください。

○次長兼人事課長 統計は取ってございませんけれども、先ほども申しましたとおり、パソコン上ではございますが、出退勤の状況については当然確認をしております。特に管理職について顕著なのが、いわゆる休日出勤が多い状況であるというふうに認識をしております。これまでの間コロナ対応に関しましては併任辞令、職員の兼務という形で部を超えた応援ですとか、あるいは保健所内での応援などでコロナに対応する職員の数を増やして、体制の強化を図ってきたところです。また、先ほども申し上げましたけれども、管理職の休日出勤が多いという状況を把握しておりましたので、これにつきましては例えばローテーションなどを組んで、休みが取れるように人事課のほうでは働きかけを行ってきたところでございます。以上です。

○渡部 職員の健康管理については、きちんと本当に責任を持ってやっていただかなければいけないことだと思います。今残業している部署も時間も増えたということありましたし、いろんな非常事態起きますと職員の方も大変な仕事、労働環境に置かれるのではないかなと思いますので、そこしっかりと把握をして、必要な改善は行っていただきたいと思います。

次、報告書54ページの選挙について何点か伺います。昨年は県議選、参院選、市議選と3つ選挙続きました。期日前投票など含めまして、それ以前の選挙と比べて前進面というのはあったのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 29年度の直近の選挙と比べまして、期日前投票所の投票所数と開設日数等の変更点はございませんでした。以上になります。

○渡部 改善求める声というのは質問の中でもよく出てきましたけども、全く同じということで、ちょっとそこがっかりしました。それで、投票の機会を増やすということ大事だと思いますけども、郵便投票を行使した人の人数についてお示してください。

○選挙管理委員会事務局長 直近の市議会議員の選挙でいいますと、31人の方が郵便投票をしてございます。以上です。

○渡部 郵便投票できる、例えば介護保険の要介護5の人の場合は約1,600人です。身体障害者の1級の人1,300人です。この人たちが全てもちろん郵便投票の対象、条件を満たしているわけではありませんけれども、やはりあまりにも利用者が少ないなというふうに思えてなりません。それで、この郵便投票についての周知というのはどのように行っているのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 基本的には、ホームページや選挙時の広報紙などを通じてやってございます。あと、障害福祉のしおりということで、障害者手帳交付時に、その交付時に一応そういったしおりを渡して、選挙のPRをしているところでございます。以上です。

○渡部 恐らくしおりを渡していても選挙のときに例えば郵便投票の対象になりますよというふうな具体的な話はされていないのではないかと思えてなりません。ですから、これについてはぜひ広報にもうちょっと力入れてほしいと思います。

次に、病院ですとか特養ホームなどの特定施設の不在者投票についてなんですけれども、施設によって投票者がかなり大きく違いがあるんですね。例えば30人、40人という投票者がいる施設もあれば、一人もいないという施設もあります。この違いというのを選挙管理委員会ではどのように捉えているのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 こちらについては、施設の入所者の身体状況や人数等により違っているものと思われれます。実際投票者がゼロとか、そういった施設に聞き取り調査をしたんですが、やはり施設が認知症の方がほとんどで、軽い人がいなくなっちゃったという施設とか、年々介護度が上がって、長期入所の方が多くて、そういった方が年々減っているということが現状に挙げられるということで御回答得ているところでございます。以上です。

○渡部 特養ホームでも確かに投票者ゼロの施設、3施設あるんですね。一方では、3割以上投票している施設もある。入所者の状況というのはもちろんホームによって違いあると思いますけども、なるべく投票権というのは生かされるべきだと思ってしますので、ここについてはぜひ選管としても何らかの努力を行っていただきたいなと思います。コロナ禍の下で投票所が今後選挙のときは密になることを避けるという課題も出てきますので、期日前投票所についても積極的に増やすという努力を行っていただきたいなと思います。

次に、報告書145ページの消防力向上と職員の被服対応について伺います。消防力

の中で、職員についてなんですけども、職員数が元年度と今年の2年度、比較をすると現有職員で13人減っています。これは、元年度に何か検討された結果なんでしょうか。

○参事兼企画総務課長 整備指針の職員の現員数が毎年変化する理由といたしまして、その年の短時間再任用の増減、あと産休とか育休、そういった定数外も含まれているためになります。それと、消防力の整備指針の職員数についてなんですけど、昨年度消防庁が、3年に1度実施する消防施設の整備計画の実態調査がございまして、その実態調査の中で乗換え運用に係る人員の算定方法に変更がございまして、柏市消防局も消防車両の乗換え運用を行ってございますので、現在の数字とパーセンテージになってございます。以上です。

○渡部 つまり乗換え運用によって定員も変わったということによろしいんでしょうか。

○参事兼企画総務課長 定員に関しては変化はございません。

○渡部 分かりました。車両なんかは更新されて、よくなることはもちろん賛成しているんですけども、人員についてもやはり十分な確保が必要ではないかなと思ひまして、減ることについてはちょっと心配をいたしました。

次に、被服等貸与事業についてなんですけども、31年度の予算額と決算額についてまずお示してください。

○委員長 すぐに答弁できますか。できなければ、次の質問の後をお願いしたいんですけれども。

○参事兼消防職員課長 次の質問の後にお答えいたします。

○渡部 ここ数年の推移を見ますと、予算額と決算額にそんなに大きな開き、実はないんですね。ところが、31年度、元年度については予算額と決算額に恐らく700万円くらいの開きがあったんじゃないかと思うんですよ。その理由は何なのかということ伺いたしたいと思います。

○参事兼消防職員課長 被服については、柏市消防職員被服貸与規定により職員に貸与する点数を定めております。その上で上限を予算で計上しております。昨年度不用額が多くなった理由につきましては、これまで複数の品目をまとめて契約していたため、契約に参加する業者が限られておりました。昨年度は様々な業者が入札に参加できるよう被服の契約を品目ごとに細分化しております。具体的には、消防隊員が使用するヘルメットについては同じ性能を有したもので軽量化を図って、1個につき約2,900円、昨年度契約100個で約29万円が安価で購入できております。また、各職員が職種ごとに要望する貸与品の組合せが付与した点数に満たない等の理由から、不用額が多く発生しております。具体的には、点数に満たない、点数を満たさないということで、1人約4点として計算して、438人分で約30万円の不用額が発生しております。消防の貸与品、約30品目それぞれ細かく契約したことによって不用額が発生したものでございます。以上です。

○渡部 多分ここ最近点数ですとか1点当たりの金額というのに恐らく変更はなか

ったんじゃないかと思います。以前も取り上げさせていただいたことありますけども、野田市と比較をしてもそれぞれ例えば救急隊員、消火隊員とか30点から40点くらい柏市のほうが低いんですね。消防職員会の中でもいろいろ要望が上がってきています。その中で貸与点数の増加は見込めないというような回答の文面なんかも目にしたことありますけども、やはり必要性ですとか物価の状況ですとかいろいろ勘案して、必要な被服についてはきちんと対応できるように引き続きここは改善が必要な場合はお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 ここで暫時休憩いたします。

午後 3時15分休憩

○

午後 3時20分開議

○委員長 引き続き会議を開きます。

○参事兼消防職員課長 先ほどの渡部委員からの質問についてお答えします。昨年度、被服に対しての予算、3,384万6,000円に対して、被服として支出した額は、2,694万2,342円、不用額が690万3,658円発生しております。以上です。

○委員長 質疑を続行いたします。

日下委員、どうぞ。

○日下 最初に、庁舎管理から質問いたします。決算書の167ページの庁舎維持管理業務の守衛業務というのがありますけれども、これが2,158万2,000円が計上されています。守衛業務は、市職の現業退職者不補充の市の方針の下で守衛業務の民間委託が進められてきていますよね。今国の掛け声の下、これまで官から民へ、そして小さな政府、これが強力に進められてきたわけですがけれども、この路線は本当に私たちの暮らしをよりよいものにしていくのか、こういう立場で質問したいと思います。まず、守衛業務の職員体制は今どうなっているのか。市職員と業務委託とどんな体制になっているのか、伺います。

○資産管理課長 守衛と警備、市の委託の警備業務委託の体制についてお答えします。まず、市の守衛職、正規職員の守衛職は7名体制で、うち3名が再任用職員となっております。一方、守衛の委託のほうは8名程度でシフトを回しております。これは、時間帯別に申し上げますと、平日の昼間、開庁時間につきましては市の守衛職が1名、委託が1名、合計2名となっております。平日の夜間、5時15分以降です、につきましては市の守衛が2名ないし1名、委託が2名ないし3名、計4名で対応しております。一方、土日、休日ですね。休日の昼間につきましては市の守衛が2名、委託が1名の合計3名、休日の夜間につきましては平日の夜間と同様計4名で対応しております。以上でございます。

○日下 業務委託の契約は、何年契約になっていますか。

○資産管理課長 ここ数年は毎年1年単位での契約を行っております。かつて複数年契約で行っていたこともありますが、最近につきましては市の守衛職の正職員の職員数が定年退職ですとか、あるいは再任用職員の活用ですとかで数がちょっと一

定しないということがありますので、その数字を見ながら毎年度契約を、1年単位で契約をしているということでございます。以上です。

○日下 この間4年間、たまたまMSKが契約を更新しているわけですが、この1年契約で毎年替わったら業務内容が継承されるか。支障を来すんじゃないでしょうか。

○資産管理課長 実際たまたま同じ業者がこのところを取っているということで、そういう業務内容の継承というのは必要ないんですけれども、例えば具体的にほかの業者に替わった場合でも、これまでもあったんですが、結局そこで働いている方が別の会社に移るなどで、長い方が、ノウハウを持った方が移籍するというような形で、結果的には業務は継続的に行われるのかなというふうに考えております。以上です。

○日下 実際そういうふうにそこで働く人たちが新しい会社に勤務するという状況になっているかもしれませんが、1年契約、基本的に1年契約ですから、基本的に職員が替わるということで、恐らく現場の皆さん苦勞しているんじゃないかと思うんですよね。委託料なんですけど、平成29年度、約1,812万円から令和元年度は2,158万円と340万円増額しているのはなぜですか。

○資産管理課長 令和元年度の上昇に関しては、すみません……（「増額です。増額。増額したのは何ですか」と呼ぶ者あり）

○委員長 300万の増額について答弁ください。

○資産管理課長 すみません。ちょっと原因については……

○日下 市の職員を減った分、委託業者の分増やしたということなんですか、それとも業務内容に変更があったとか、あるいは賃金の変更の関係ですか。

○資産管理課長 毎年契約しているんですけれども、実際単価といいますか、賃金の上昇分を見ているということでございます。

○日下 賃金が上がった分なんですか。ちょっと後でまた正確に御答弁お願いしたいと思います。

○委員長 いいですか。日下委員、いいですか、今ので。

○日下 ちょっと守衛の方に仕事の内容、私伺ったんですね。私もお休みなんか生活相談なんか入りますので、守衛の方にはこの間何回かお世話になっております。守衛業務というのは、市の時間外の市民の唯一の窓口なんですよ。夜、土曜日、日曜日、祝日に様々な電話が入ります。生活保護の相談、それから死亡届、婚姻届、2つの届けが同時に来ることもあるんですよ。こういうときは、職員は明暗に対応するのも配慮するんですね。警察や消防署への連絡もします。日中は駐車場のトラブルも、本来だったら駐車場の委託業者なんですけども、結構手近なところで守衛さんのところに行くわけですよ。だから、非常に経験がとても大切なんですけど、この経験の必要な仕事に市の職員をなくしてしまっていていいんでしょうか。いかがですか。

○資産管理課長 今委員御指摘のとおり、ノウハウですとか、そういった部分で市

の職員のほうがその対応などで安定しているというふうには考えております。そういうことから、不補充の中で退職していくんですけども、消防局から再任用職員ということで受入れをして、なるべく正職員での対応ができるようにしているところですが、ただ、一方で委託の職員にも電話対応ですとか夜間のそういった戸籍の受け取り、そういったところの対応も今年からはお願いをして、やってもらっているということでございます。やりながら習熟を図っているというようなところですが、以上です。

○日下 外からの再雇用というのものがつてトラブルありましたよね。なかなか1つの仕事に専念して充実させていくためには、やはり継承というのが非常に大事だと思うんですよ。同時に、やっぱり市の職員がいるということはその仕事に対して責任を持つ、その意識が違うわけですよね。ですから、ぜひ、ここは重要な分野でもありますので、退職者不補充というこの考え方の基本を改めてもらいたいと思います。

次に、市役所駐車場の管理について伺います。決算書118ページの22に駐車場の設置場所、貸付料202万9,667円というのが計上されています。市役所駐車場が有料化されて、今年で6年になります。導入当時私は議会でこれに反対をしたわけですが、これまでの日本駐車場工学会という事業者の月の貸付料は幾らだったんですか。

○資産管理課長 駐車場工学会の月額貸付料が月22万円となっております。以上です。

○日下 月22万5,000円が柏市に入ってくると。これで計算しますと、年間270万円になるわけですが、今年度はいろいろありまして、202万になったわけなんですけど、この日本駐車場工学会は、市民の利用料で年間どれぐらいの収入があったんでしょうか。

○資産管理課長 実際の工学会のほうでどれだけの収入があったかということについては、把握はしておりません。以上です。

○日下 私頂いているんですけど。前の業者さんは、報告してくれているんですね。それで、利用料の収入額が大体年間1,500万から1,600万なんですね。これが利用料としてこの事業者に入ってきております。この1,500万から1,600万は、公民館ですとか図書館を利用する方たち、市役所を利用する方もスタンプを押し忘れたり、無料になるということ知らなかったりしますと代金払ったりします。つまり市民が、駐車場だけに使う方もいると思いますよ。車置いてどこかに行く方もいると思うんですけども、基本的に図書館や公民館を利用する人たちが払ったお金です。この1,500万から1,600万、このうち、メンテナンスにも使うでしょうけれども、柏市に22万月々入れる。そして、あとは事業者に入るわけなんですね。そういうこと。今年からタイムズに業者が替わったんですけど、入札の状況と貸付料についてお示しください。

○資産管理課長 入札につきましては、3者の入札でタイムズに決定をしております。

す。新しい貸付料は、月額27万5,000円となっております。以上です。

○日下 ほかの社は幾らだったんですか。

○資産管理課長 ほかの2者ですけれども、13万2,550円、もう一者が19万8,000円と……失礼しました。（「1万8,000円」と呼ぶ者あり）1万9,800円です。

○日下 随分金額が下がるんで、当然タイムズさんになると思うんですけど、27万5,000円、今までよりも少し大きい額が柏市に入ってくるということなんですね。

さて、駐車場でのトラブルなんですけど、いろいろありました。出口のゲートが開かなくて長い間渋滞になったとき、1時間近く待たされたこともあります。待っている間に料金が上がってしまって、市民はそのお金負担させられました。第2駐車場ではまだ何台も止められるのに満車の表示がされたり、年間トラブルはどれぐらいあったのか把握していますか。

○資産管理課長 正確な件数としては把握してはいないんですが、大体月1件から2件ですね。年間にしますと10件から20件ぐらいのトラブルがあったというふうに考えております。以上です。

○日下 やっぱりきちっと把握して、それに対応する、業者への指導をきちっと行うべきだと思います。有料化になる前は、こんなトラブルなかったんですね。これから中央公民館がオープンしますと、今までも会議やイベントのときには渋滞になりましたが、今後も渋滞になることでしょう。私駐車場は当然無料にして、公民館や図書館も利用できるようにすべきだと思いますが、どうしてもそれができないというのであれば、渋滞解消へ、二階建ての駐車場をこの16号側の駐車場に設置して、市民の負担に配慮したいかがででしょうか。提案です。いかがですか。

○資産管理課長 今御提案というか、お話がありました。確かに一時的に、特に税の申告時期ですとか、混み合う時期はあるのは承知しております。そういった場合に、駐車場何か所かありますので、空いている駐車場のほうに極力、できる限りスムーズに案内するといったことで今までも対応しております。ただ、年間通しますと慢性的に混雑しているといった状況だとは考えておりませんので、今のところ、建設費用もかかりますので、現状では立体駐車場の検討にまでは至っていないということです。以上です。

○日下 公民館リニューアルされますと、恐らく利用が増えるんじゃないかと思うんですね。その対策が必要だと思います。

残り時間が短くなりまして、防災対策と税のこともやりたかったんですが、防災対策はこれから重要な課題となりますし、緊急の対策が必要だと思いますので、ぜひ御努力をお願いしたいと思います。備品の充足率にも努めてください。

それから、税のほうなんですけども、私納税は悪質者に対しては厳しく対応すべきですけれども、生活の困難から滞納になった方には生活を再建して、健全な納税者になってもらうよう、行政というのは取立てだけではなくて、生活再建への支援も含めて収納対策に取り組むべきだと思います。以上です。

○委員長 以上で日本共産党の質疑を終わります。

次に……（「委員長、すみません」と呼ぶ者あり）先ほどの答弁漏れ。（「はい」と呼ぶ者あり）お願いします。

○資産管理課長 先ほどの答弁漏れについてお答えいたします。平成29年から令和元年まで上がっている、単価が上がっていることについてなんですが、実際時間はやはり変わって……委託の時間自体は変わっていないんですが、国の労務単価が上がったことを受けまして、時間単価が結果的には上がっていると。それを受けて、決算額が上がっているということでございます。すみませんでした。以上です。

○委員長 次に、みらい民主かしわ、鈴木委員、どうぞ。

○鈴木 時間が15分しかないということなので、絞った形で質問させていただきたいと思います。ではまず、4番からいきたいと思います。基金残高について、決算報告書の32ページになります。基金残高出ておりますが、令和2年2月の補正予算におきまして、都市整備基金へ10億円、それから公共施設整備基金へ15億円を積み立てるという補正予算が3月議会で出ました。私どもはそれを採択したわけですが、結果この基金残高見ますと、その2つの都市整備基金、公共施設整備基金が全く増えていないという状況なんですが、これはどうしてなのでしょう。

○財政課長 今御指摘あったとおり、2月の補正予算で2つの基金への積立て、こちらその年度の収支を見ながら基金の増強を図るということで予算を提案して、御承認いただいたところでございます。こちらについては、本来御承認いただいた形で執行するのが原則となりますが、今回につきましては新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえまして歳入の減、あるいは歳出の増といったあたりが見込まれるということで、こちらの基金への積立てを見送るということを行っております。また、令和元年度中における財政調整基金の取崩しを行わないという形、結果的に財政調整基金の残高を増やすような財政運営を図ったところでございます。以上です。

○鈴木 ありがとうございます。

では、この両方で25億円ですが、財政調整基金はこのために25億円増えたんでしょうか。

○財政課長 ルールとしましては、令和元年度の歳入と歳出の差から翌年度への繰越し財源を引いた実質収支の2分の1以上を財政調整基金に積み立てるということになってございます。結果といたしまして、令和元年度末につきましては繰入れを行わなかったことで約127億円の残高となっております。また、令和2年度に入りまして、先ほど申し上げた剰余金の積立てを行いまして、さらに20億円の積立てを行っているところです。加えますと、今年度の補正予算におきまして新型コロナウイルス対策の各種経費を計上しておりまして、その中で財政調整基金を活用しているという状況でございます。以上です。

○鈴木 もうちょっと詳しく聞きたいんですが、時間がありませんので、次行きます。

9番、市議会議員選挙におきましての、決算書219ページになりますが、その市議会議員選挙の電算処理業務委託、これが1,514万円ありますが、この委託先とこの契約が入札での契約なのか随意契約なのか、契約のいきさつについてお伺いします。

○選挙管理委員会事務局長 電算処理業務委託の内容としましては2件ございまして、当日投票システムを業務委託と選挙人名簿の調製、投票所の整理券の作成業務委託がございまして。このいずれにしましても、業者については市内業者のディー・エス・ケイが受注してございまして、一者随意契約となっております。以上となります。

○鈴木 ありがとうございます。

次からもちょっと業務委託についてお伺いしますが、時間がないので、内容は結構です。委託先と、それから契約の経緯をお示してください。では、市税関連のところに行きますので、205ページぐらいからですが、まず1点目、205ページの3行目、入力業務等処理委託、約4,625万円ですが、この委託先と契約決定の経緯をお示してください。

○次長兼市民税課長 入力業務委託ですが、これはプロポーザル方式の選定で、株式会社ディー・エス・ケイと契約しております。以上です。

○鈴木 プロポーザル形式で何者出たんですか。

○次長兼市民税課長 ごめんなさい。ちょっと手元に資料がなくて、後ほどお答えさせていただきます。

○鈴木 ありがとうございます。

○次長兼市民税課長 失礼しました。一者随契でした。一者随契となっております。

○鈴木 一者ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）一者随契。プロポーザルじゃないということですかね。（私語する者あり）そういうことですか。

2点目、5行目の電算処理業務委託、約1億519万円の委託先と契約決定の経緯をお示してください。

○次長兼市民税課長 電算処理業務、こちらと同じですね。ディー・エス・ケイと一者随契です。以上です。

○鈴木 3点目、6行目の、次の行ですね。オンライン業務委託9,369万円の委託先と契約決定をお示してください。

○次長兼市民税課長 こちらも一緒です。

○鈴木 こちらもディー・エス・ケイ、一者随契。

4点目、(4)の資産税課関係費の電算処理業務委託、約6,576万円の委託先と契約決定経緯をお示してください。

○資産税課長 こちらも株式会社ディー・エス・ケイと契約をしております。一者随意契約になっております。以上です。

○鈴木 5点目、その次の行のオンライン業務委託、約4,712万円の委託先と契約決定経緯をお示してください。

○資産税課長 こちらも株式会社ディー・エス・ケイと一者随意契約で契約をして

おります。以上です。

○鈴木 6点目、206ページになります。(5)の土地の評価の電算処理業務委託、約3,137万円の委託先と契約決定経緯をお示してください。

○資産税課長 こちらのほうにつきましては、国際航業株式会社と契約しております。内容としましては、固定資産税の評価の資料修正業務ということでは一者随契の契約をさせていただいておりますが、もう一つ、航空写真の撮影というのがございます。そちらにつきましては、入札でやってございます。以上です。

○鈴木 7点目、4の市税収納業務の電算処理業務委託3,020万円の委託先と契約決定経緯をお示してください。

○収納課長 電算処理業務につきましては、課税課同様ディー・エス・ケイ、一者随契となっております。以上になります。

○鈴木 8点目、次の行のオンライン業務委託7,340万円の委託先と決定経緯をお示してください。

○収納課長 ディー・エス・ケイの一括契約となっております。以上になります。

○鈴木 9点目、207ページの市税滞納整理業務の電算処理業務委託370万円ですかね。これの委託先、決定経緯をお願いします。

○収納課長 こちらのつきましても、還付伝票につきましてディー・エス・ケイになっております。以上になります。

○鈴木 ありがとうございます。私の調べたところと1か所だけ違ったんですが、ほとんどが、1つの契約を除き全てがディー・エス・ケイさんであり、その契約金額、ここに今示しただけでも4億円ぐらいですか、というのが契約になっております。これが本当にいいのかどうか心配でなりません。ディー・エス・ケイと、何でこんなディー・エス・ケイに発注先が決まっているんでしょうか。

○次長兼情報・業務改善課長 まず、株式会社ディー・エス・ケイが第三セクターということで、その御案内をいたしましてから契約の経緯を御案内したいと思っております。市内に本社がありますディー・エス・ケイでございますが、地方自治業務のシステム開発、それから維持管理、業務のアウトソーシング等を専門的に行っている会社でございます。同社は、柏市を含みます千葉県内9の自治体が共同出資しております第三セクターでございます。9自治体の基幹システム、具体的に言いますと住民記録や税、健康保険、介護保険等を提供しております、大量の個人情報扱っている会社でもございます。同社の執行役員としまして、柏市からは企画部長が取締役、総務部長が監査役として派遣されておまして、効率性向上及び個人情報保護のためのセキュリティー向上に努めているところでございまして、同社は情報セキュリティーマネジメントシステムに加えて、近年ではクラウドセキュリティーなどの認証を取得しております。柏市におきましては、同社への委託業務が多岐にわたることから、情報・業務改善課で庁内を取りまとめて契約を行っておりますので、随契ということになります。令和元年度の委託事業費では約8億3,400万円の委託となっております。以上でございます。

○鈴木 ありがとうございます、詳しく。そうなんですね。うちから取締役と監査役を出して、運営されている会社であると。なんですが、柏市は8,000株を出している大株主でありまして、それ以外の自治体も2,000株ずつぐらい出している会社で、第三セクターというふうには言われておりますが、その代表者なりはどんな方なんでしょうか。

○次長兼情報・業務改善課長 代表者につきまして、代表取締役社長でございますが、同種の自治体専門の茨城計算センターという会社の取締役でもございまして、情報システム専門に行っている会社の取締役でございます。以上でございます。

○鈴木 という意味では、茨城計算センターという会社も運営をされている、事業されている、どちらかという個人に近いんじゃないかと思うんですね。役員は各自治体から派遣はしておりますが、この会社がどうなるかというのは、やはり代表取締役の権限も大きいんじゃないかと思うんですね。そういう意味では、公開もされていない企業でもありますし、大変不安定ではないかと。従業員200名ちょっとの会社だというふうにも聞いておりますが、そういう会社に私どものこの自治体の個人情報含めて一括でそこで管理してもらおうというのが本当にいいことなのかどうか大変疑問に思っております。データのセキュリティーの問題、それから地震や停電が起きたときに業務がどうになってしまうのか、そういったところを含めましてぜひ再考すべきではないかという要望を述べまして、終わります。

次に行きます。1分しかありませんので、次の案件に行かせてください。（私語する者あり）

○次長兼情報・業務改善課長 ありがとうございます。株式比率を見ますと、社長では17.6%、柏市では32%持っておりますので、安定していると考えております。以上でございます。

○鈴木 ありがとうございます。ぜひ検討をするべきではないかと要望を言って、終わります。

次の、もう一点、次の件は要望のみになります。8番の議会事務局の議会費につきまして、答弁は不要です。意見だけ述べます。決算書156ページの1番の議員報酬のところなんです、私どもの報酬が2億5,000万、その次、職員手当等で1億円、これ職員手当等って書いてありますが、中身は議員の一時金です、が約1億円、問題はその次であります。共済費と書いてあるのが9,200万円あります。これ共済費、議員共済というのが私ども入っていたかなというふうに感じまして、これをお聞きしたところ、これは退職者の退職年金の共済費であるという報告を受けました。平成23年に地方議員の年金制度が廃止になりました。それ以降積み立てるものが積み立てられなくなったというんですか、議員がもう積み立てなくなりましたから。なんで、その積み立て、支給、年金を支給するための財源が必要になった模様で、各自治体にそれが請求されているようです。やめた直後には2億円ぐらいあったみたいですが、だんだん減ってきておりまして、この令和元年度では9,200万円が地方議員年金共済会なんです、から負担金としてこの金額が来ているという話だそうです。

9,200万というのは、全体にしても0.1%ちょっと切るぐらい、議会費の中では13%ぐらい占める金額であります。比較的多い金額が既に10年近く前になくなった議員年金の費用として一応議会で負担しなくてはいけないの、これはどうなのかというふうに感じております。今後議員含めて検討していくべきだと感じております。意見を述べて、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○委員長　ここで暫時休憩いたします。

午後　3時53分休憩

○

午後　3時57分開議

○委員長　引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

浜田委員さん、どうぞ。

○浜田　よろしくお願ひいたします。少々順番が前後します。申し訳ございません。まず、報告書の42ページ、43ページ、人事管理費から職員研修事業についてお伺いさせていただきます。自己機関研修、階層別研修、能力開発研修、特別研修とありますが、こちらの内容をお示してください。

○次長兼人事課長　自己機関研修につきましては人事課が主体となって実施する研修でして、まず職層別研修ですけれども、これについて新規採用者であるとか新任の管理職、あるいは新任の担当リーダーなどといった職位、職層に応じたカリキュラムで実施する研修でございます。続いて、能力開発研修ですけれども、これは職員の個々の能力の開発、あるいはスキルの向上を目的としておりまして、本人の希望、自己希望を募って実施する研修でして、昨年度はコーチング研修、プレゼンテーション、あるいはハードクレーム対応といった研修を実施しております。3点目の特別研修ですけれども、これは時代のニーズですとか社会情勢に応じたテーマに基づいて実施をしておりまして、昨年度は育児休業から復職した職員を対象にしました産育休復職後研修ですとか、あるいは女性職員を対象としました自身のキャリアビジョンについて学ぶキャリアデザイン研修などを実施しております。以上です。

○浜田　ありがとうございます。やっぱり時代に合わせた研修内容をしていただいて、しっかりと研修効果が、なかなか目に見える形では難しいかもしれないんですが、そういった事業にすべきだと思います。ですので、令和元年度に見直しをした部分があるかどうか、お聞きします。

○次長兼人事課長　令和元年度の研修につきましては、近年事務の処理誤りというんでしょうか、そういったものがあることも踏まえまして、業務マニュアル研修というものを実施しております。以上です。

○浜田　そちらの成果があるかどうか、あったかどうか、お聞かせください。

○次長兼人事課長　なかなか数字的な部分で効果を検証するのは非常に難しいんですけれども、この研修に限らず研修実施後には参加者にアンケート調査を実施しております。大体9割を超える職員が今後の業務に活用できるというような回答をし

ておりますので、一定の効果はあるものと考えております。以上です。

○**浜田** アンケート結果を踏まえて、今後の対応についてお示してください。

○**次長兼人事課長** 研修につきましては、毎年度見直しを行っております、アンケート結果の中で自由回答などもございますので、そういった回答を踏まえながら毎年度見直しを行っていきたいと考えております。以上です。

○**浜田** ありがとうございます。

次に行きます。職員の健康管理事業についてで、先ほど来何名か御質問されておりましたが、この中からストレスチェックなんですけれども、こちらに関しましては紙とウェブ方法と伺っております。平成30年度でウェブでの調査に力を入れていくということだったと思うんですけれども、こちらに関してウェブを取り入れたことで令和元年度、経費削減効果があったかどうか、お聞きします。

○**給与厚生室長** 申し訳ございません。今経費的なものは手元にございませんで、追って御報告をさせていただきます。

○**浜田** お願いいたします。

次に行きます。報告書の45ページです。防災対策事業の防災施設の整備なんですけれども、こちらの災害に必要な耐震性の貯水装置に関してなんですけど、災害時に必要な飲料水の量が1人当たり1日3リットルと言われております。熊本地震のときに飲料水不足が課題となったことから、5日分で15リットルの水の備蓄が理想とされております。本市における耐震性井戸付貯水装置、もしくは耐震性貯水槽の規模は、どれくらいでしょうか。

○**防災安全課長** 各施設によって大きさは違うんですけれども、16施設のうち15施設については4万リットルが入るような形になってございます。あと1施設、柏の葉公園にあります耐震井戸付貯水槽なんですけれども、こちらが4万5,000リットルという形になってございます。ただ、先ほども申しましたように、こちら井戸なんで、井戸はかれない限りはずっと出続けるというものになってございます。以上です。

○**浜田** ありがとうございます。

続きまして、報告書の48、49の総務費の諸費のところなんですけど、1点だけお伺いします。カメラの設置なんですけれども、設置の補助が始まって、平成30年から始まった事業なので、今年で3年目に入ります。令和元年度だと開始2年目なんですけれども、その令和元年度の反応なんですけど、自治会の単位となると設置場所とか運用管理で住民の間で結構意見が割れるという話も聞いていて、そちらで設置に関してなかなか決まらない、補助金もらえないということが危惧されるんですけど、令和元年度の時点、開始2年目となる昨年度の反応はどうだったでしょうか。

○**防災安全課長** 特にそういったところは聞いてございませんけれども、基本的には町会がここに付きたいということにつけられるというものではないということは認識はしてございます。あくまでも防犯の関係でございまして、警察等と協議して、適切な場所に配置をする。おおむね自治会のほうから言われている場所に設置をいただいているところではありますけれども、そういったところがあるとい

うことと、あと多分そういったいろんな意見というのは周りの方でやっぱりカメラがつくと監視されているんじゃないかという思いがあるというところであって、そういったところ、それからやっぱり思っていたところより若干、施設でつけられる場所とつけられない場所というのが当然出てきますんで、そういったところでお話があったのかなとは思っております。以上です。

○浜田 ありがとうございます。

続きまして、振り込め詐欺の対策事業、これも先ほど来何名かの委員さんが御質問されておられました。少々重複する場所があるかと思いますが、お伺いします。この振込詐欺の被害者の方の傾向の分析や購入の促進活動などは行っておられますでしょうか。

○防災安全課長 この購入された方につきましては、アンケート調査をさせていただいております。ただ、詳しくそういったところまでは踏み込んではいないんですけども、こういったもので満足をしているかという形では多くの方から満足はいただいております。先ほどもお話ししましたけれども、昨年度はテレビの関係で急激に増えたということで、先ほど申し上げたんですけど、効果的には横ばいという状況で、横ばいなんであまり効果がないというお話をさせていただいたんですけども、昨年度400台以上も設置しておりますんで、今後そういったことで効果が現れてくるというふうには思っておりますんで、引き続きそういったアンケートとかでそういったところもしっかり捉えていきたいと思っております。以上です。

○浜田 やはり設置台数が上がればそれだけの市の負担も増えるわけで、ということはそれなりのやはり減少が見られないと効果としては目に見える形では受け取れないと思うので、そちらの促進活動などもしっかりしていただきたいなと思っております。こちらは以上です。

続きまして、報告書の50から52ページの賦課徴収費に関してです。ちょっと先ほどの鈴木委員の御質問とも重複する場面があるかもしれないんですが、まず1点目です。50ページの市税の賦課事務についてです。市民税課の担当分のところですか。令和元年度に新規委託として税証明の窓口等業務委託がありました。こちらの委託理由についてお示してください。

○次長兼市民税課長 税証明の窓口の委託ということでしょうか。

○委員長 はい。

○次長兼市民税課長 こちらが……この金額ですね。1,296万4,896円となっております。こちらの表のとおりです。（私語する者あり）

○委員長 もう一度。

○浜田 もう一度質問申し上げます。令和元年度に新規委託として税証明の窓口等業務委託というのが増えたと先ほど市民税課の方にもお電話をして確認をしております。こちらの新規で増えた委託の理由についてお示してください。

○次長兼市民税課長 こちらは、発行窓口業務に従事していた人員を個人課税部門に要は内部異動というか、シフトさせました。それと、収納課、市民税課、資産税

課と分散していた他市からの照会、回答や証明の郵送申請などの業務を集約して、税部門全体としての最適化を図る目的で導入したというものでございます。以上です。

○浜田 分かりました。

続きまして、入力、同徴収費の中で入力業務等処理委託についてですけれども、こちら平成30年度よりも2,715万8,436円増加となっています。こちらの理由についてお示してください。

○次長兼市民税課長 こちら市民税課の窓口業務、相談窓口業務についても業務委託を拡大したというものです。いわゆる残業規制といいますか、時間外勤務の削減のために職員を本来の課税業務、調査業務などのコア業務に専念させるための体制を構築したいということで業務を増やしたものです。以上です。

○浜田 そうしますと、やはり市の職員さんが窓口に立ったりだとか、直接この作業するよりも業務委託にしたほうが効率がいい、またはその試算が出たということで業務委託に踏み切ったということでしょうか。

○次長兼市民税課長 おっしゃるとおりです。そう判断いたしました。

○浜田 ありがとうございます。

少々戻りまして、報告書30ページの扶助費について伺います。令和元年度の扶助費ですが、扶助費はこれどの市町村も比較的大きなウエートを占めていることはもう存じております。また、削るということに関してもかなり厳しいということも存じておりますが、前年度よりも約25億円増加しております、10年間の推移を見ても年々微増傾向にあります。このことについて担当課の方としての御見解はいかがでしょうか。

○財政課長 財政部として、この扶助費の増加についてでございますけれども、やはり少子高齢化に伴いまして社会保障関係経費、他の市町村でも同様に増加しているところでございます。特に令和元年度につきましては幼児教育の無償化等の導入もございまして、そういった国の制度改正に伴う増というものもあったのかなと考えております。今後市税収入があまり伸びないと見込まれる中で、この扶助費、どう対応していくかということですので、一層事業内容精査、不用額が出ているという状況もございまして、そういった精査をしていくということ、また国の補助事業と別に市で単独で扶助費を持っている部分もございまして、こちら先ほどちょっと触れた第二次行政経営方針の中で見直しを図っていくというような考え方を示しておりますので、そういった取組も、なかなか難しいところではあるんですけれども、進めてまいりたいと考えております。以上です。

○浜田 ありがとうございます。

○委員長 以上でみらい民主かしわさんの質疑を終わります。（「委員長」と呼ぶ者あり）先ほどの答弁漏れの件ですね。お願いします。

○給与厚生室長 ありがとうございます。申し訳ありません。先ほどのストレスチェックに関する御質問についてですけれども、ウェブでの受検を増やしていくこと

で経費削減につながったかということでしたが、こちら毎年競争入札で行ってはおりますので、経費そのものは全体としては下がっているんですけども、ウェブ受検が可能かどうかというのはシステムを使えるかどうか、端末を使えるかどうかという環境にもよりますので、ウェブ受検の人数がただ増えるということではありません。ただ、その中で受検率というのは今の時点ではまだ紙のほうがいい状況ですので、ウェブ受検の受検率というのもその中でさらに上げていくことを目指したいと思います。失礼いたしました。

○委員長 以上で総務委員会所管分の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長 ここで今後の予定について再度確認しておきます。事務局より説明をさせていただきます。どうぞ。

○事務局 それでは、御説明いたします。今後の審査は、10月23日金曜日に市民環境委員会所管分、来週10月27日火曜日に建設経済委員会所管分、再来週11月2日月曜日に教育民生委員会所管分、いずれも午後1時からの審査となります。2日は、教育民生委員会所管分審査後、現地視察について御協議いただく予定です。現地視察及び総括審査は11月16日月曜日です。現地視察を実施する場合は午前10時から行い、総括審査を午後1時から行う予定です。総括審査の質疑通告につきましては11月2日月曜日の教育民生委員会所管分審査後の11月5日木曜日午前9時までが締切りとなっておりますので、よろしく願いいたします。総括審査の聞き取りは11月10日火曜日から12日木曜日までの3日間をお願いいたします。聞き取り日程表は、総括審査の質疑通告と一緒に御提出ください。なお、聞き取りにつきましては、御提出いただきます日程表の聞き取り可能な時間内で終わるよう御配慮いただき、終わらないようであれば別日を設ける等の御協力をお願いいたします。総括審査後には意見・要望事項を提出いただきますが、こちらは11月18日水曜日の午前9時が締切りとなっておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、採決及び意見・要望の取りまとめは、11月24日火曜日午後1時30分からとなります。提出物につきましては、いずれも作成期間が短く恐縮ではございますが、期日までの御提出に御協力いただきますようよろしく願いいたします。また、不備等ございましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。以上でございます。

○委員長 以上、説明のとおりです。

なお、総括審査につきましては、特別職の出席に加え、総務部長、企画部長、財政部長の同席について申出がありましたので、御了承いただきますようよろしく願いいたします。

また、総括審査につきましても1人当たりの発言時間は15分以内となっておりますので、通告の際には発言時間を考慮した通告をお願いいたします。

また、通告書並びに意見・要望事項につきましては、事前に準備を進めていただ

き、提出に遅れのないよう御協力のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 次の委員会、市民環境委員会所管分は、23日の金曜日の午後1時から開きます。

以上で本日の委員会を散会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後 4時18分散会